

CSR REPORT

2011



The Trust Bank



2011年4月、三井住友トラスト・グループが誕生しました。
私たちは、お客さまにトータルなソリューションを迅速に提供する
専門性と総合力を併せ持った、新しい信託銀行グループ
「The Trust Bank」を創り上げてまいります。

シンボルマーク

シンボルマークは、“未来の開花(Future Bloom)”をテーマに、「高い専門性と総合力によって、新たな価値を創造し、お客さまや社会の未来を花開かせる」という三井住友トラスト・グループのビジョンを象徴しています。

透明感のある4つの花弁は、お客さま・社会・株主・社員の各ステークホルダーに対する私たちのミッションを表すとともに、それぞれの色彩は、私たちのバリュー（行動規範）である「信義誠実」（ナチュラルグリーン）、「奉仕開拓」（ゴールデンオレンジ）、「信頼創造」（ブルーグリーン）、「自助自律」（スカイブルー）を表しています。

Creating Shared Value

戦略的CSRによる共通価値の創造

三井住友トラスト・グループは
戦略的なCSRの取り組みを通じ、
社会の問題の解決に貢献しつつ、
自らの経済的価値も追求する「共通価値の創造」を目指します。

編集方針

CSR (企業の社会的責任)レポート編集方針

三井住友トラスト・グループが初めて発行する本CSRレポートは、ハーバード大学のマイケル・E・ポーター教授が唱えた「共通価値の創造」(CSV: Creating Shared Value)のコンセプトを参考にし、CSR活動を3種類のマテリアリティ(企業の財務に影響を与える重要な要因)の視点に立って分類し、編集しています。

ステークホルダー・ダイアログは、2011年10月に起草された「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」について、起草委員会の各座長が集まった討論会の内容を掲載しています。この討論会については、全内容をご覧いただけるように、当グループのウェブサイトにおいて、動画およびPDFファイルをご用意しています(<http://smth.jp/csr/index.html>)。

冊子末尾には、統合までの歴史や当グループの基本情報をまとめて掲載しています。

※ 本レポートおよび当グループのCSR活動に関する皆さまからの率直なご意見をいただくため、巻末にアンケート用紙をご用意致しました。皆さまの忌憚のないご意見・ご感想をお寄せいただければ幸いです。なお、アンケートは下記ウェブサイトからもご回答いただけます。
<http://smth.jp/csr/report/index.html>

報告対象範囲:

三井住友トラスト・グループ(三井住友トラスト・ホールディングス、中央三井信託銀行、中央三井アセット信託銀行、住友信託銀行、その他のグループ会社)

対象読者:

お客さま、株主・投資家、社員、事業パートナー、地域社会、NPO、行政、国際機関等のすべてのステークホルダー(利害関係者)

報告対象期間:

2010年4月1日～2011年9月30日

※ ただし、一部には2010年度以前の活動や2011年10月以降の最新情報を含んでいます。

参照ガイドライン:

GRI (Global Reporting Initiative)

「サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン2006」

※ 本ガイドラインとの対照表は当社ホームページ上で公開しています。
<http://smth.jp/csr/report/index.html>

ウェブサイトの「CSRの取り組み」において、当レポートへの掲載情報以外にも当社が取り組んでいる幅広いCSR活動の内容を掲載しています。

ウェブサイトでは特に環境不動産や生物多様性問題、社会的責任投資などへの取り組みについて、より詳細な情報を掲載しています。また、ステークホルダー・ダイアログの全文版もご覧いただけます。



「CSRの取り組み」
<http://smth.jp/csr/index.html>

三井住友トラスト・グループは希少種の保護など、生物多様性保全のための取り組みを推進していきます。



表紙写真: タンチョウ
[Grus japonensis]

タンチョウは絶滅危惧種に指定されている生物です。当グループは、環境配慮型投資信託の販売実績に合わせ、絶滅危惧種の生息地を購入するナショナル・トラスト活動に寄付しています(23頁参照)。写真提供: 社団法人日本ナショナル・トラスト協会

本レポートには、2011年9月時点で中央三井信託銀行、中央三井アセット信託銀行、住友信託銀行およびその子会社・関連会社が提供している投信信託等の金融商品・サービスを掲載しています。

CONTENTS

トップコミットメント	6
共通価値を創造するCSR活動	8
三井住友トラスト・グループが取り組む社会問題・テーマ	10

Materiality 1: 新しい金融事業を創造するCSR活動 12

三井住友トラスト・グループの「エコ・トラステーション」

1 エネルギー・気候変動問題に対するトータル・ソリューション	14
2 環境配慮度の評価を反映させた金融商品・サービス	17
3 環境不動産への取り組み	19
4 生物多様性の取り組み	22

社会的問題の解決に資する金融商品・サービス

1 ゆとりある長寿社会への取り組み	25
2 信託機能を活用し社会貢献マネーをつなぐ	27
3 多様なライフスタイルを後押しする金融商品	29
4 事業と一体となった社会貢献	29

SRI (社会的責任投資) への取り組み

中国における取り組み	33
------------	----

ステークホルダー・ダイアログ: 持続可能な社会の形成に向けた金融機関の役割 34

Materiality 2: 社会適合性を向上させるCSR活動 40

コーポレートガバナンス・内部統制など	42
コンプライアンス	44
顧客保護等管理	46
お客さま満足(CS)向上への取り組み	47
リスク管理	49
社員と三井住友トラスト・グループ	51
環境負荷低減に向けた取り組み	54

Materiality 3: 信頼を高め事業基盤を堅固にするCSR活動 58

“With You”の取り組み—社会貢献活動—	60
東日本大震災における当グループの取り組み	68
2011 CSRレポートへのコメント	69
三井住友トラスト・グループのCSR	70
三井住友トラスト・グループの基本情報	72



ステークホルダー・ダイアログ
持続可能な社会の
形成に向けた
金融機関の役割
>> P.34



Materiality 3
信頼を高め
事業基盤を
堅固にする
CSR活動
>> P.58



経営理念(ミッション)

- (1) 高度な専門性と総合力を駆使して、お客さまにとってトータルなソリューションを迅速に提供してまいります。
- (2) 信託の受託者精神に立脚した高い自己規律に基づく健全な経営を実践し、社会からの揺るぎない信頼を確立してまいります。
- (3) 信託銀行グループならではの多彩な機能を融合した新しいビジネスモデルで独自の価値を創出し、株主の期待に応えてまいります。
- (4) 個々人の多様性と創造性が、組織の付加価値として存分に活かされ、働くことに夢と誇りとやりがいを持てる職場を提供してまいります。

目指す姿(ビジョン)

—「The Trust Bank」の実現を目指して—

三井住友トラスト・グループは、信託の受託者精神に立脚し、高度な専門性と総合力を駆使して、銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業を融合した新しいビジネスモデルで独自の価値を創出する、本邦最大かつ最高のステイタスを誇る信託銀行グループとして、グローバルに飛躍してまいります。

行動規範(バリュー)

私たち、三井住友トラスト・グループの役員・社員は、グループ経営理念を実践するため、以下の6つの行動規範を遵守してまいります。

お客さま本位の徹底 一信義誠実一

私たちは、最善至高の信義誠実と信用を重んじ確実を旨とする精神をもって、お客さまの安心と満足のために行動してまいります。

社会への貢献 一奉仕開拓一

私たちは、奉仕と創意工夫による開拓の精神をもって、社会に貢献してまいります。

組織能力の発揮 一信頼創造一

私たちは、信託への熱意を共有する多様な人材の切磋琢磨と弛まぬ自己変革で、相互信頼と創造性にあふれる組織の力を発揮してまいります。

個の確立 一自助自律一

私たちは、自助自律の精神と高い当事者意識をもって、責務を全うしてまいります。

法令等の厳格な遵守

私たちは、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会規範にもとることのない企業活動を推進してまいります。

反社会的勢力への毅然とした対応

私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした姿勢を貫いてまいります。

三井住友トラスト・グループの社会的責任に関する基本方針 (サステナビリティ方針)

私たち三井住友トラスト・グループは、経営理念(ミッション)、目指す姿(ビジョン)、行動規範(バリュー)に基づき、お客さま、株主・投資家、社員、事業パートナー、地域社会、NPO、行政、国際機関等のすべてのステークホルダーとの対話を尊重し、持続可能な社会の構築に積極的な役割を果たします。

1. 事業を通じた社会・環境問題の解決への貢献

- ・ 私たちは、グローバルな視点に立ち、本業を通じて社会・環境問題の解決に取り組みます。
- ・ 私たちは、社会・環境問題の解決に向けて、信託銀行グループならではの多彩な機能を融合した新しいビジネスモデルや革新的な商品・サービスの開発に取り組みます。

2. お客さまへの誠実な対応

- ・ 私たちは、お客さまに商品・サービスの内容を十分にご理解いただけるよう、丁寧なご説明やご提案に努めるとともに、いただいたお客さまの声を迅速に業務改善や商品・サービス向上につなげます。
- ・ 私たちは、お客さまの情報について、万全の管理に努めます。
- ・ 私たちは、お客さまが主体的かつ合理的に金融商品を選択し健全な資産形成ができるよう、教育機関や行政、NPO等とも連携しながら教育・啓発活動に取り組みます。

3. 社会からの信頼の確立

- ・ 私たちは、あらゆる法令等やルールを厳格に遵守し、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を遂行します。
- ・ 私たちは、ステークホルダーとの健全かつ正常な関係を構築するとともに、公正な競争、企業情報の適切な開示等、社会の構成員としての責任を全うします。
- ・ 私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢を貫き、また、組織的犯罪による金融機能の不正利用の防止に取り組みます。

4. 環境問題への取り組み

- ・ 私たちは、低炭素社会や生物多様性を育む自然共生社会、循環型社会の構築を目指し、さまざまなステークホルダーとの連携を図り、本業を通じてこれらを阻害する問題の解決に取り組みます。
- ・ 私たちは、省エネルギー・省資源等、自らの企業活動によって生じる直接的な環境負荷の低減に取り組みます。

5. 個人の尊重

- ・ 私たちは、あらゆる企業活動において、個人の人権、多様な価値観を尊重し、不当な差別行為を排除します。
- ・ 私たちは、安全で快適な職場環境を実現するとともに、社員それぞれの多様な働き方を尊重し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めます。
- ・ 私たちは、社員の能力開発に取り組むとともに、心とからだの健康づくりに努めます。

6. 地域社会への参画・貢献

- ・ 私たちは、企業活動を行うあらゆる地域において、さまざまなパートナーと協力し合い、事業活動や教育・文化事業等の社会貢献活動を通じて、地域社会の活性化や豊かな生活環境づくりを目指します。

トップコミットメント



信託銀行グループならではの多彩な機能を融合し、
共通価値の創造に向けて邁進していきます。

東日本大震災において被災された皆さまに心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社と住友信託銀行株式会社は、2011年4月1日に経営統合し、新たに持株会社「三井住友トラスト・ホールディングス株式会社」を発足させました。統合の直前に発生した未曾有の災害に、両社は被災された方々の救援などに役立てていただくため義援金の拠出を直ちに決定するとともに、双方の店舗において専用口座を開設し、皆さまからの義援金の募集を開始しました。震災復興は今、日本が直面する最大の課題です。私たちは、今後とも復興支援に全力で取り組んでいく所存です。

一方、地球的な規模では、気候変動や生物多様性の損失、貧困や健康被害の拡大など、さまざまな問題が深刻化しており、社会の持続可能性(サステナビリティ)の低下が懸念されています。これらは、企業にとっては事業基盤の劣化を招き、持続可能な成長を阻害する要因となります。近年、国際社会において、持続可能な社会の構築に積極的な役割を果たすことが企業の責務だと考えられるようになってきたのは、このような背景があるからです。私たち三井住友トラスト・グループにおいても、持続可能な社会に向けた貢献をCSRに取り組む最も重要な目的と位置付けています。

このようなCSRを推進する上で、参考になるのはハーバード大学のマイケル・E・ポーター教授が提唱する「共通価値の創造(CSV: Creating Shared Value)」のコンセプトです。共通価値の創造とは、企業が社会のニーズや問題に取り組むことで創造する「社会的価値」とそこで自らが得る「経済的価値」を同調させる考え方です。私たちが経営統合に当たって定めた「三井住友トラスト・

グループの社会的責任に関する基本方針」において、「社会・環境問題の解決に向けて、信託銀行グループならではの多彩な機能を融合した新しいビジネスモデルや革新的な商品・サービスの開発への取り組み」を掲げたのは、共通価値の創造を追求する私たちの戦略にほかなりません。

他方、その実践に当たっては何をどのように解決するのか、社会的価値を高める戦略を具体的に伴っていることが重要です。私たちは、さまざまなステークホルダーと連携し、銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業を融合した独自のトータル・ソリューション・モデルを展開することで、社会的価値の向上を目指していきたいと考えています。

金融業界も変わり始めています。2011年10月には、30社以上の金融機関が1年間の議論を踏まえ「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」を制定し、文字通り、持続可能な社会の形成に積極的な役割を果たそうと動き始めました。私たち三井住友トラスト・グループは、今後この分野において金融業界のリーダー的役割を担い、さらなる変化を促し、持続可能な社会の形成に貢献していきたいと考えています。

その意味でも、まず私たち自身が率先して行動していかなければなりません。役員・社員一同全力を尽くしてまいりますので、引き続き温かいご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

2012年1月
取締役会長 常 陰 均 (写真右)

常 陰 均

取締役社長 田 辺 和 夫 (写真左)

田 辺 和 夫

共通価値を創造するCSR活動

「共通価値の創造」(CSV: Creating Shared Value)とは何か？

「共通価値の創造」とは、企業が社会のニーズや問題に取り組むことで社会的価値を創造し、同時に自らの経済的価値を創造していくという考え方で、ハーバード大学のマイケル・E・ポーター教授によって提唱されたものです。当グループは、CSRをいわゆる社会貢献活動としてだけでなく、社会と企業の両方に価値を生み出すための戦略的な取り組みと位置付けることで、「共通価値の創造」を実現することができると考えています。

「共通価値の創造」の基盤

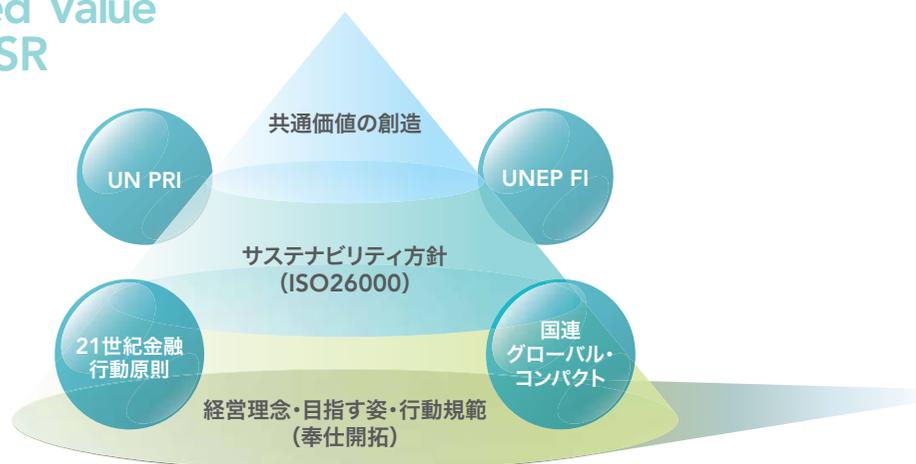
当グループが目指す「共通価値の創造」は、「経営理念(ミッション)」、「目指す姿(ビジョン)」、「行動規範(バリュー)」、およびこれらを踏まえ策定した当グループの社会的責任に関する基本方針である「サステナビリティ方針*」に基づいたものです。これらのポリシーには、経済的価値や社会的価値の創造に取り組む姿勢が明示されています。

特に、行動規範の「社会への貢献 一奉仕開拓」や、サステナビリティ方針の「事業を通じた社会・環境問題の解決への貢献」では、経済的価値と社会的価値を同調させる「共通価値の創造」と一致した考えを示しています。

また、当グループは、国際的な企業行動原則である「国連グローバル・コンパクト」や、国内金融機関の自主原則「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」等に署名しており、これら内外のさまざまな社会的責任に関する原則・行動指針を尊重しながら、共通価値の創造を目指しています。

*サステナビリティ方針は、2010年11月に発行された社会的責任に関する国際規格ISO26000の考え方を採用。

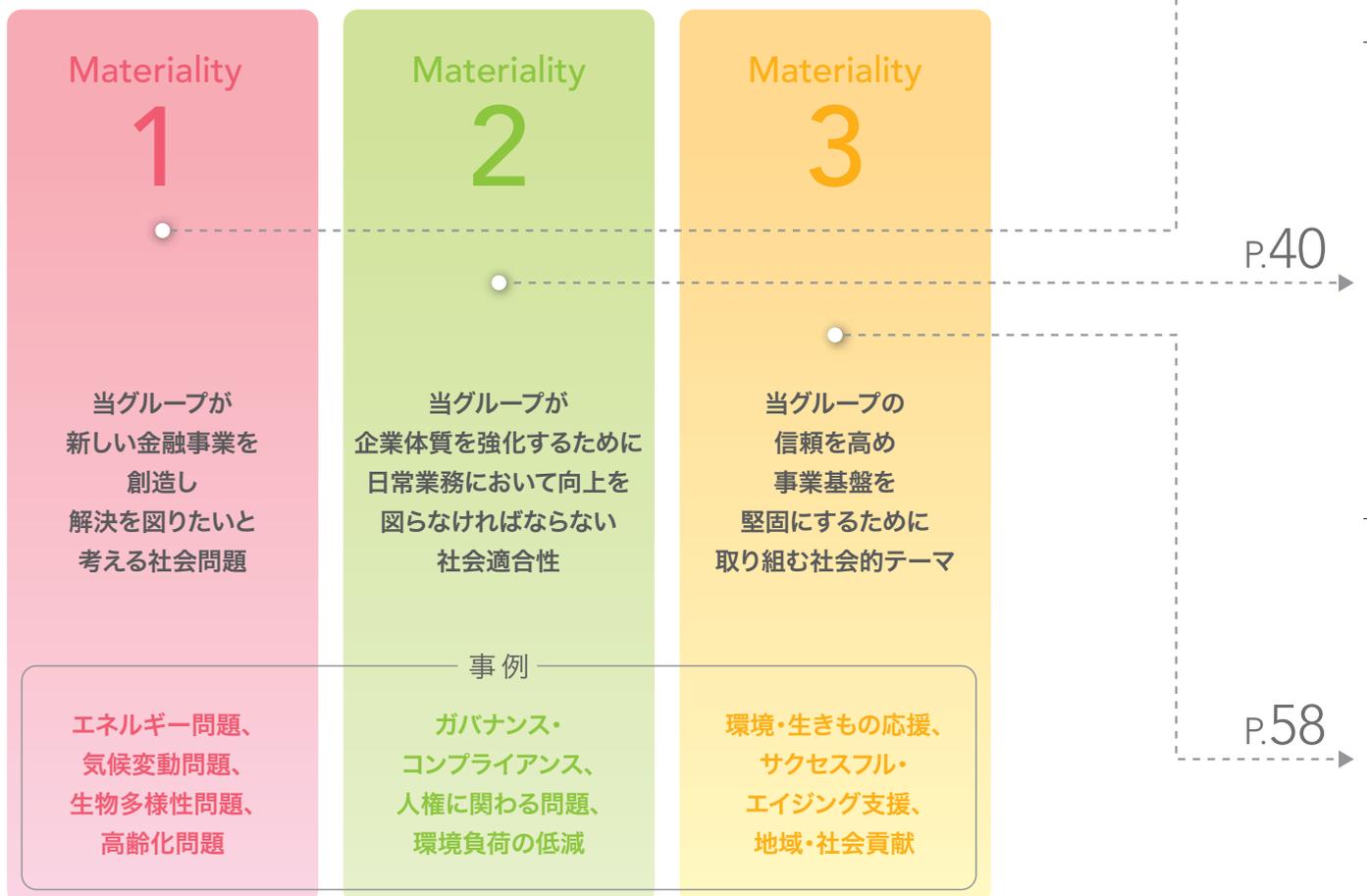
Creating Shared Value by Strategic CSR



戦略的CSR活動による「共通価値の創造」

経営資源が限られている一企業が、すべての社会問題に取り組むことは不可能です。本業と関連性の薄い社会問題に経営資源を傾注しても、企業価値の向上と結び付く可能性は低く、株主やその他のステークホルダーからの期待との間にギャップを生じさせる要因となります。

当グループは、社会との共通価値を創造できる分野、言い換えれば、社会的価値を創造することで当グループの経済的価値も創造できる分野を中心に取り組みを強化しています。CSR活動においては、当グループにとってマテリアリティ*の高い社会（環境を含む）問題・テーマを、3つのカテゴリー、すなわち①当グループが新しい金融事業を創造し解決を図りたいと考える社会問題、②当グループが企業体質を強化するために日常業務において向上を図らなければならない社会適合性、③当グループの信頼を高め事業基盤を堅固にするために取り組む社会的テーマ、に整理し、CSR推進室および担当部署が業務として推進することで、共通価値の創造を目指しています。



*マテリアリティ(Materiality)：企業の財務に影響を与える重要な要因

Materiality1 新しい金融事業を創造し解決を図りたいと考える社会問題 (対象となる社会・環境問題の例)

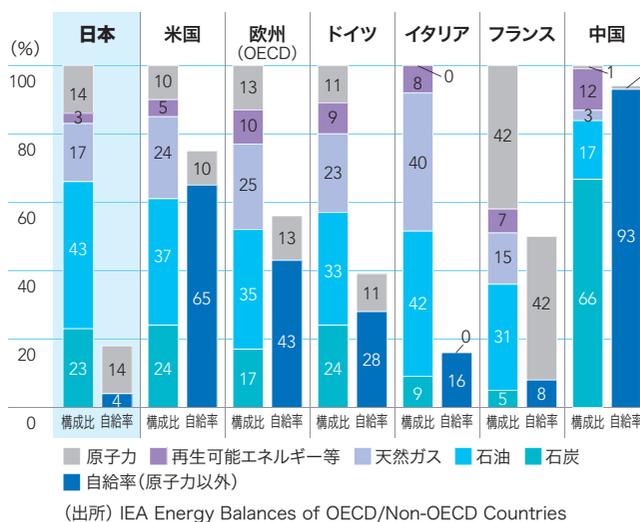
✦ エネルギー/気候変動問題

日本のエネルギー政策は、2003年に策定されたエネルギー基本計画により原子力を基幹電源とする方向性が示されました。この計画は、3年ごとの見直しを続けていましたが、東日本大震災を契機とした福島第一原発事故により、同計画が抜本的に見直されることになり、再生可能エネルギーの拡大を求める声が高まっています。この再生可能エネルギーは必ずしも安定性の高い電源ではないため、大規模に導入するには電力需給をリアルタイムで制御するスマートグリッドという新技術の確立が必要です。一方で、原子力発電所停止によって電力不足が当面解消されないという懸念から、使用量そのものを減らす省エネルギーに対する関心も高まっています。

さらに、温室効果ガスを削減するという気候変動問題への対応も困難を増しています。日本は、1997年に採択さ

れた京都議定書の合意に沿った温室効果ガスの削減目標や2020年までの中長期の削減目標を掲げていますが、エネルギー基本計画の見直しにより、これらの対応方針についても抜本的な見直しを迫られています。

主要国のエネルギー構成(2008年)



✦ 生物多様性問題

地球上には、3,000万種ともいわれる多様な生物が生息し、それぞれが大切な役割を担い、お互いに影響し合ってバランスを保つことで生態系が維持されています。

一方で、私たちの生活は、食糧、水、燃料、繊維、木材、薬に至るまであらゆる原材料や燃料などを生きものなどの自然の資源に依存し、これらを利用して文明社会をつくり上げてきました。その結果、私たちの暮らしは豊かで便利になりましたが、自然環境に対して大きな負荷を与え続けてきました。自然の資源は有限です。このまま自然にダメージを与え続ければ、生態系はどんどん崩れていき、その一部である人間の生活に大きな影響を与えることも懸念されており、生物多様性問題への対応は不可避な状況にあります。

✦ 急速な高齢化の進展

日本では、平均寿命の伸びや出生率の低下により少子化とともに高齢化が急速に進んでいます。2015年には、「ベビーブーム世代」が高齢者(満65歳以上)に到達し、その10年後には高齢者人口が約3,500万人になると推計されています。これまでの高齢者問題は、主に高齢化の進展が速いことがクローズアップされてきましたが、2015年以降には、高齢者数の多さ自体が問題となる「超高齢化社会問題」が顕在化すると考えられています。

このような高齢化の急速な進展が、社会にさまざまな影響をもたらすことが懸念されています。年金・医療・福祉などについては、国の財政にも大きな影響を及ぼす可能性があります。また、一人暮らし世帯の増加に対応するため、生活支援などコミュニティのあり方も問われるようになると考えられます。

Materiality2 日常業務において向上を図らなければならない社会適合性

✦ ガバナンス・コンプライアンスなど



金融は経済の血液といわれています。血液が流れなければ身体が機能不全に陥ってしまうように、金融が円滑に機能しないと、経済全体が麻痺、場合によっては破綻してしまいます。当グループは、金融機関としての本業を健全に営むために、堅固なガバナンス体制を構築するとともに、コンプライアンスやリスク管理、顧客保護等にも万全を尽くしています。

✦ 人権に関わる問題



企業活動は人とのつながりの中で行われており、人権の問題が顕在化するリスクを常に抱えています。社員との関係もその一つです。事業環境の変化に対して柔軟に対応できる高い専門性と創造性を兼ね備えた多様な人材を育成し、その実力を存分に発揮してもらうためには、一人一人の個性が尊重され、年齢や性別、国籍などを理由に差別的な扱いをされない企業風土の醸成が不可欠です。当グループでは、社員との関わりを含めた人権問題に関する各種研修や啓発活動を実施しています。

✦ 事業活動から生まれる環境負荷の低減



企業の事業活動には、必然的に環境負荷が伴います。持続可能な社会を実現するために、各企業は一連の事業活動が生み出す環境負荷を認識するとともに、その低減に取り組む必要があります。当グループにおいても、省エネルギーや省資源、資源循環への取り組みを通じて、資源・エネルギーの消費量やCO₂・廃棄物などの排出量を削減し、環境保全・持続可能な社会の実現に貢献しています。

Materiality3 信頼を高め事業基盤を堅固にするために取り組む社会的テーマ



当グループの事業基盤は、海外も含めた各地の営業拠点にあり、よって立つ地域社会からの信頼がなければ、事業を円滑に推進することはできません。当グループが地域独自の問題へ積極的に取り組むことは、当グループの事業基盤を一層堅固なものにするにつながります。当グループでは、「環境・生きもの応援」、「サクセスフル・エイジング支援」、「地域・社会貢献」という3つのテーマを中心に、ボランティア活動やお客さまなどへの情報提供、NPOへの支援など、地域の営業拠点を中心とした活動に取り組んでいます。

Materiality 1

新しい金融事業を 創造する CSR活動

当グループは、環境・社会に関わるさまざまな問題に事業を通じて取り組むことを、重要なCSR活動の一つと位置付けています。

特にエネルギー、気候変動、生物多様性、高齢化といったテーマを重視し、銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業を融合したトータル・ソリューションの提供を目指しています。

また当グループは、商品・サービスの提供だけでなく、それらを受け入れる市場の形成に向けイニシアティブを発揮してきました。なかでも環境不動産、生物多様性、SRIといった分野では、金融業界をリードし、積極的な取り組みを行っています。

ここでは当グループの主な活動をまとめてご紹介します。

共通価値の創造

企業が「顧客ニーズ」に応えるのは当然のことです。しかし、顕在化した「顧客ニーズ」に応えているだけでは、事業革新(イノベーション)を実現することはできません。さまざまな社会問題の解決が「社会ニーズ」であるにとらえ、「顧客ニーズ」として顕在化する前の「社会ニーズ」に積極的に取り組むことは、潜在的な「顧客ニーズ」を先取りしたイノベーションを生み出すことにつながります。当グループは、自社の強みを活かした社会問題の解決を新たな事業創出の機会ととらえ、経済的価値の獲得を目指します。



三井住友トラスト・グループの「エコ・トラステーション」

金融を通じた環境問題の解決への貢献は、当グループが最も重視するCSR活動の一つです。当グループは、「環境(エコ)の問題に対し、信託(トラスト)の機能を活用して解決(ソリューション)に貢献していく」という趣旨から、当該業務を「エコ・トラステーション」と名付けて、問題解決型の商品・サービスを開発・提供しています。



1 エネルギー・気候変動問題に対する トータル・ソリューション

当グループは、気候変動対応行動指針に基づき、震災以降さらに大きくクローズアップされてきた環境・エネルギー問題に対して、信託銀行グループの特徴を活かした付加価値の高い金融ソリューションを提供していきます。

■ 気候変動対応行動指針

1. 気候変動の緩和等に向けた取り組み・支援の実施

私たちは、自らの事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減などに積極的に取り組むとともに、企業市民の一員として、気候変動の緩和やその適応に向けた活動の支援に努めます。

2. 商品・サービスの提供

私たちは、金融機能を通じた省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用促進など、気候変動の緩和に資する商品・サービスの開発・提供に努めます。

3. ステークホルダーとの協働

私たちは、ステークホルダーと対話・協働し、気候変動への対応に努めます。

4. 教育・研修

私たちは、グループ各社への本行動指針の徹底と気候変動への対応に向けた教育・研修に努めます。

5. 情報公開

私たちは、気候変動への対応状況を積極的に開示します。

(1) 再生可能エネルギー拡大への取り組み

① プロジェクトファイナンスを通じた導入促進

気候変動対策には、電力や熱の供給過程でCO₂を排出しない再生可能エネルギーの活用が有効です。当グループは、風力発電などの再生可能エネルギー関連の事業に対するプロジェクトファイナンスに早くから取り組んできました。

2010年度には水力発電プロジェクトに対する融資を実行するなど、新たなエネルギー分野での事業開拓にも取り組み、風力発電プロジェクトへの融資の新規実行と合わせ、2011年3月末の環境関連プロジェクトファイナンスの取り組み件数は15件、残高は212億円となりました。

なお、これらの取り組みを通じて培ったノウハウを活用し、メガソーラー発電事業への新しいファイナンスの仕組みの検討なども開始しました。

② 一般家庭への太陽光発電システムの導入支援促進

気候変動問題の解決のための再生可能エネルギーの活用については、当グループは日本が最高水準の技術を持つ太陽光発電を有望な技術と考え、早くから市場拡大に向けて金融面で貢献するためにさまざまな取り組みを行ってきました。

その取り組みの一つが、2004年に積水化学工業株式会社と提携し、大手行の中でいち早く販売開始した「太陽光発電搭載住宅向け金利優遇ローン」です。

また、家庭用の太陽光発電の普及には、新築だけでなく既存住宅への拡充が不可欠との観点から、住信・パナソニックフィナンシャルサービス(以下、SPFC)は「太陽光パネル専用ローン」を開発しました。

このローンは、主に太陽光発電機器を扱う販売店や工務店と提携して取り扱っていますが、国や自治体の補助金に加え、2009年11月に家庭用太陽光発電の余剰電力の買い取り制度*が導入されて以降、実行額が急速に伸び、2010年度の実行額は44億円となりました。

2011年度も、引き続き順調に残高を伸ばしており、9月までの半年間の実行額は前年度1年間とほぼ同額の43億円となりました。

*太陽光パネルを使って家庭でつくられた電力のうち、自宅で消費しないで余った電力を、10年間電力会社に売ることができる制度。

太陽光パネル専用ローンの実行額推移



(2) 省エネ促進のための取り組み

気候変動対策には、産業や業務、家庭、運輸の各分野での効率的な取り組みが必要です。SPFCは、さまざまな分野での省エネ・省CO₂の取り組みを金融面からサポートしています。

① ESCO事業者との連携

省エネ対策によってエネルギー使用量を削減することは、気候変動リスクの低減につながるだけでなく、企業にとってユーティリティコストを低減させるという経済的な効果を生み出します。

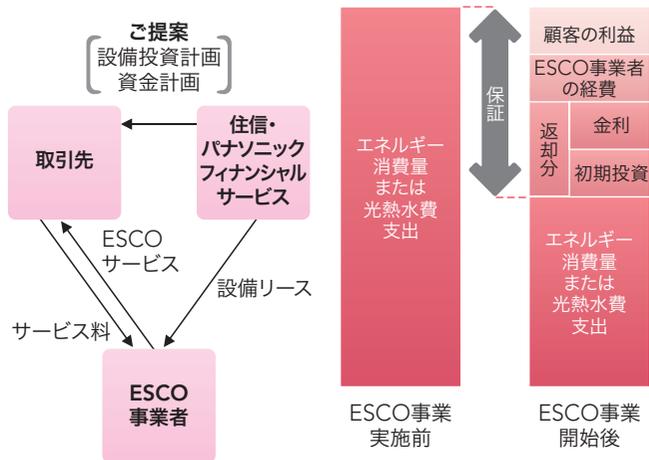
このような観点から、SPFCはESCO事業者と連携し、省エネ機器のリース業務を強化しています。ESCOとは

Energy Service Companyの略称で、省エネ設備の導入から保守・管理までを包括的に受託し、省エネサービスを提供する事業のことです。ESCO事業者が、一定の省エネ効果を保証することが特徴で、ESCO導入によって企業は製造・販売などのコアビジネスに経営資源を集中することができます。

例えばSPFCは、福島工業グループと連携し、関西の中堅食品スーパーの店舗にESCOを活用して、高効率省エネショーケースなどの業務用機器を導入しました。食品スーパーでは閉店時間中も冷蔵設備が稼働するなど電力消費量の削減が難しく、高効率省エネ機器の導入が急務です。リースの活用によって初期投資コストを軽減し、資金負担の平準化を図るなど企業経営の効率化を図ることができました。

また、ESCOは商業施設以外でも工業系設備など、用途を問わず活用することができます。SPFCは、金属印刷加工業などがESCOを活用し、省エネタイプのプレミックスパーナーを乾燥炉に導入する際に、リースを提供し、省エネと省コストの両面から工場経営を支援しています。SPFCは、中小企業の省エネに対しては、補助金の活用を含めた総合的な提案を行っており、積極的な支援を行っています。

ESCOの概念図



* ESCOの一形態である「シェアード型」導入のケース

② メンテナンスリースによる エネルギー管理の導入

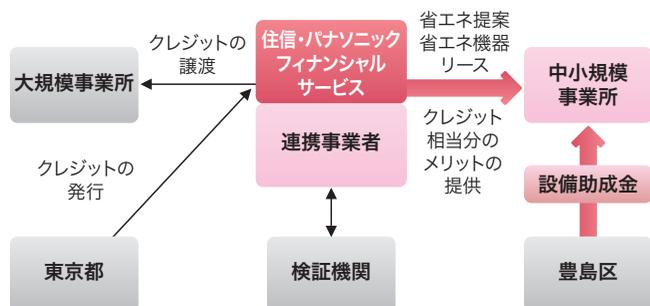
大規模工場では、電力、ガスなど複数のエネルギー源を扱うことも多く、また、二次側の生産ラインや空調設備などの機器の負荷変動も大きいことから、そのピーク対応、省エネ対応に総合的なエネルギー管理が必要になります。SPFCは、発電設備や熱源の更新等に際して、リース会社が機械のメンテナンスを併せて行うメンテナンスリースの方式を活用することによって、工事も含めた設備投資に対するファイナンスの機能を提供するとともに、事業者に対して設備の導入とエネルギー管理の負荷を軽減するサービスを提供しています。事業者は、メンテナンスのアウトソーシングによる業務効率化によってコスト削減を図ることができる場合もあります。

メンテナンスリース方式は、工場設備の容量増加への対応と電力ピークカットを目的とした大容量太陽光発電のバックアップのための電源設備の増設工事においても、ご活用いただいています。

③ 行政との連携による気候変動対策

中小企業が省エネに取り組むには、過大な初期投資が負担となる場合が少なくありません。SPFCでは、東京都豊島区と連携し、区内にある中小規模事業所の省エネ設備導入促進に貢献する取り組みを推進しています。同区は、中小規模事業所の事業者が一定の要件を満たす省エネ投

豊島区「都内中小クレジット活用促進スキーム」

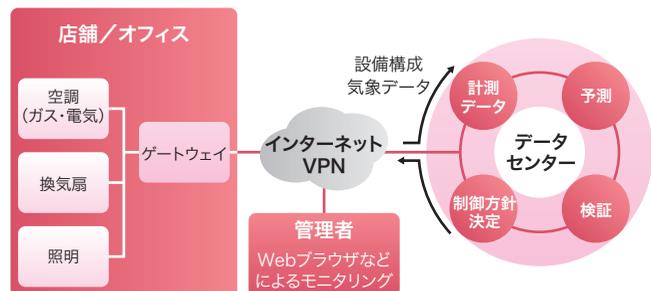


資を行う場合に助成金を交付する制度を創設しました。2011年5月にSPFCは、同制度の支援事業者に採用され、省エネ投資を希望する事業者に対して省エネ計画の提案を行って機器を割賦販売し、またCO₂排出量削減に相当するメリットを提供しています。この仕組みを活用し、株式会社ファビックの本社事務所のLED照明導入で同制度を活用した支援を行いました。

④ ITを活用したエネルギー管理サービスの提供

省エネニーズはあるものの、機器の入れ替えまでは考えていない場合、あるいは、機器が耐用年数を迎えていないなどの理由で、即座に設備投資をすることが難しい事業所に対しては、設備の稼働状況や環境を常にモニタリングし、遠隔自動制御することにより省エネを促進させる対応策が考えられます。SPFCでは、三井情報株式会社と協働でクラウド型省エネルギー管理サービスを提供することで、既存の設備を大幅に改修することなく、省エネ推進と快適なオフィス環境づくりに貢献しています。同サービスは映画館やオフィスビル、商業施設など幅広い用途で活用されています。株式会社松竹マルチプレックスシアターズでは、同社が運営するシネマコンプレックスで導入を開始し、将来的には全店展開を予定しています。

クラウド型省エネルギー管理サービスの概念図



(3) 排出権に関する取り組み

当グループは、排出権を気候変動問題に対する補完的な対応手段と位置付け、さまざまな金融商品の開発を進めています。

① 信託を活用した排出権小口化商品

排出権に関連した金融商品の一つが、海外排出権を信託を活用して小口化した排出権信託受益権です。この商品は、数万トン単位の大口取引が主流の京都議定書に基づく海外の排出権(京都クレジット)を信託受益権に転換することによって小口化(取引単位を1,000トンへと引き下げ)するもので、2007年11月に取り扱いを開始しました。

当グループは、カーボン・オフセット商品の開発を検討する企業や金融機関に対して、信託契約代理店である地方銀行を通じたルートなども活用し、この商品の販売実績を積み上げてきました。

② カーボン・オフセット・リース

SPFCでは、同社で取り扱うリース物件のCO₂排出量に応じた排出権信託受益権を手当てしたカーボン・オフセット・リースを提供しています。カーボン・オフセット・リースは、省エネタイプの機器等から排出されるCO₂排出量を、実質的にゼロにしようとするサービスです。

SPFCは、これまでもハイブリッドバスの導入等にこのタイプのファイナンスを提供していましたが、2010年12月からはパナソニックファクトリーソリューションズ株式会社と提携し、パナソニック製の電子部品実装システムの導入企業に対してカーボン・オフセット・



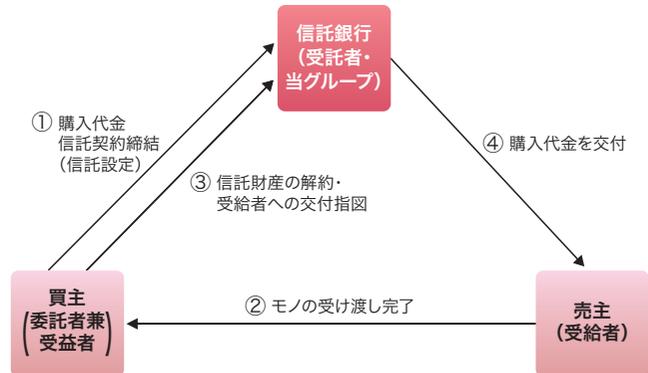
カーボン・オフセット・リースで導入した大日光・エンジニアリングの実装機

リースの提供を開始しており、提携開始以来、4社にこのサービスをご活用いただきました。

③ 排出権決済資金保管信託

排出権取引においては、売主から買主への排出権の移転と、対価となる金銭の支払いとの時間差によって決済リスクが発生します。これに対して、当グループは①買主から購入代金を信託勘定で預かった後に、②売主から買主への排出権の移転を確認し、③買主からの指図を受け、④購入代金を売主に送金するという信託の機能を活用して取引の安全性を確保する商品を用意しています。

当グループの排出権決済資金保管信託の仕組み



2 環境配慮度の評価を反映させた金融商品・サービス

(1) 環境格付融資

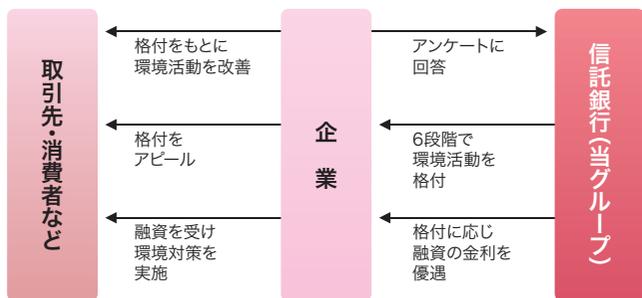
当グループは、2010年2月から気候変動対策や生物多様性への配慮などの取り組みを進める企業向けに金利を優遇する「環境格付融資」の取り扱いを開始しました。当グループでは、独自に開発した総合的評価手法に基づいた格付を実施しており、環境マネジメントや気候変動対策などの一般的な評価項目に加え、今後日本企業にますます対応強化が求められる生物多様性と環境配慮型不動産を

主要評価項目に取り入れています。

具体的には、顧客企業の環境に対する取り組みについて、製造業で約60項目、非製造業で約50項目の質問事項からなるアンケートを実施し、その回答をもとに各社の環境への取り組みを「AAA」から「D」の6段階で評価します。このうち、上位4段階までの環境格付となった企業に対して、格付に応じた融資金利の優遇を実施します。

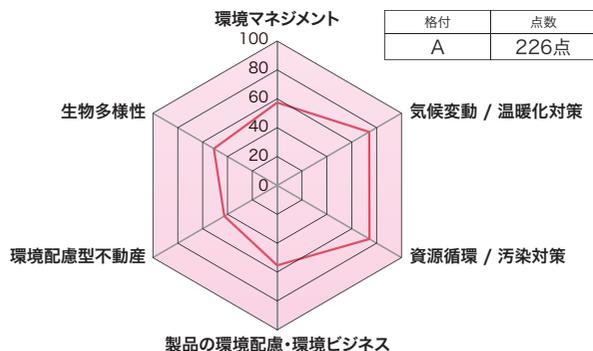
環境格付融資を活用した企業は、低利で資金調達が可能となるだけでなく、環境問題に対して当グループの格付基準にかなった優れた取り組みを行っているとして、レピュテーションの向上効果が期待できます。

当グループの「環境格付融資」の流れ



また、総合評価ならびに各項目の評点・評価内容・課題をレポートするサービスも提供しており、融資先企業は自社の強み・弱みの把握・分析に活用することができます。

評価レポートイメージ



(2) 環境配慮型住宅向けの金利優遇ローン

当グループは、環境配慮住宅促進のためのさまざまな住宅ローン商品を開発してきました。2004年に開発した「太陽光発電搭載住宅向け金利優遇ローン」を皮切りに、2008年10月には積水ハウス株式会社と共同で、CO₂削減幅に応じた優遇金利を適用する「積水ハウスCO₂オフ住宅ローン」を発売したほか、ガス省エネ住宅向けの優遇ローンも扱っています。

集合住宅については、2005年10月に東京都の「マンション環境性能表示制度」に連動して金利優遇幅を決定する住宅ローンを、2006年10月に川崎市の環境性能表示制度「CASBEE川崎」の評価結果に優遇幅を連動させる住宅ローンの販売を開始しました。以降、CASBEE神戸やCASBEE広島など、各自治体が制定した評価制度と連動する住宅ローンを各地で販売しています。

(3) サプライチェーン・マネジメントにおけるCSR配慮の促進

事業がグローバルに拡大する中、環境配慮や労働管理などのCSR的な側面を評価し部品・資材調達先の選別基準とする「CSR調達」と呼ばれる動きが拡大しています。当グループは、2006年12月から株式会社あらたサステナビリティとともに「CSR配慮型売掛債権一括信託」スキームをご用意しています。この商品は、調達元企業のCSR調達方針への遵守度の高い企業に売掛債権(信託受益権)の買い取りに金銭的インセンティブを付与し、CSR調達を促進するものです。なお、調達先の評価の対象を気候変動対策や生物多様性への配慮など特定のテーマに設定することで、調達元企業が重視する環境への取り組みを、より強化するための手段として活用することも可能です。

3 環境不動産への取り組み

持続可能で環境価値の高い「環境不動産」は、エネルギーコストの削減や入居者の居住性、生産性の向上、さらには将来的な規制対応リスクの低減やイメージの向上など、さまざまな付加価値を生み出すと考えられます。当グループは、市場参加者がその付加価値を認知し内部化するプロセスを通じて環境不動産市場が形成されていくと考えており、不動産ビジネスの新基軸とすべく早くから取り組みを進めてきました。

(1) 環境不動産ビジネスの展開

当グループは、2010年、他に先駆けて専担組織を設置し、環境不動産ビジネスの本格的な展開を開始しました。この組織は、CSRセクションと連携しながら環境不動産業務の中核的な役割を担い、関連事業を推進するとともに、マーケット拡大のためのさまざまな取り組みを行ってきました。

① 環境付加価値向上に対するサポート

当グループの環境不動産への取り組みは、2005年の環境付加価値に関する提言（東京都不動産鑑定士協会設立10周年記念論文）にさかのぼります（21頁参照）。

以来、環境配慮が不動産の資産価値の向上につながる仕組みの構築と、それを促すマーケットの創設を一貫して提言してきました。2011年3月には都内のオフィスビルの建て替え事業に対し、環境配慮型コンサルティングとして、具体的な定量評価サービスを提供しました。

また、環境不動産がマーケットで普及するためには、投資家にとっても分かりやすく、使いやすい環境評価指標が不可欠になると考えられます。このような観点から、普及の牽引役となることが期待される新指標「CASBEE不動産マーケット普及版（暫定版）」（21頁参照）を用いた「環境性能カルテ」による評価サービスを開始しました。

② 藤沢サスティナブル・スマートタウンにおける環境不動産価値評価指標の構築

パナソニック株式会社が主導する「藤沢サスティナブル・スマートタウン」は、同社と環境配慮型街づくりやスマートシティ・プロジェクトで先進的な取り組みを進める8社および神奈川県藤沢市による共同プロジェクトで、世界に先駆けて、住宅・施設・公共ゾーンを含む街区全体に太陽光発電システムや家庭用蓄電池を標準装備することが計画されています。当グループは、プロジェクトメンバーとしてスマートタウン評価指標の設計を担当し、具体的な環境価値の評価指標をまとめています。併せて、専用住宅ローンやタウンカードなどの検討を進めています。



「Fujisawaサスティナブル・スマートタウン構築」説明会

③ BCP（事業継続計画）を含めたエネルギーマネジメント提案

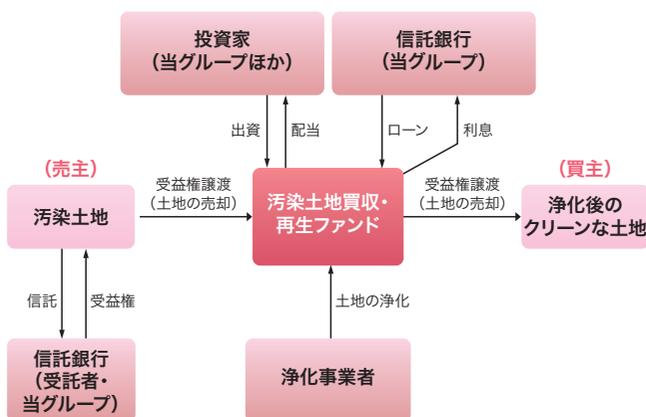
省エネ法の改正などによる規制強化をはじめ、不動産に対する省エネ・省CO₂の要求が高まっています。特に2011年3月の東日本大震災以降は、電力消費のピークカットや、災害発生時のBCP（事業継続計画）対応が求められるようになりました。

当グループは、省エネ事業者とも連携しファイナンス（リースを含む）に関するアドバイスも含め建物・工場などの効率的なエネルギー管理の提案を行っています。また、有限責任事業組合（LLP）などを利用しオーナーとテナントが協力して省エネを推進する金融スキームを提案しています。

④ 汚染土地買取・再生ファンドの活用促進

塩漬けになっている土壤汚染地の流動化やその開発は、既成市街地の再生などの観点からも重要な課題です。一方、土壤汚染地については、2010年の土壤汚染対策法改正で、汚染土壌を搬出させずに適切な処置を施す「封じ込め対策」による開発の可能性が広がっています。当グループでは2011年に、この対策に関連してエンドユーザーなどを対象としたアンケート調査を実施し顧客ニーズを分析しており、今後は「封じ込め対策」も活用しながら、2006年に開始した「汚染土地買取再生ファンド」のサポートを継続し、汚染土壌の浄化の促進に貢献していきます。

汚染土地買取・再生ファンドの仕組み



⑤ 生物多様性に配慮した環境不動産ビジネスの展開

当グループは、環境配慮型建築コンサルティングを行った東洋製罐株式会社様の大崎フォレストビルディング(東京都品川区)において、ビル外構部分の植栽の地域生態系への配慮と第三者認証(JHEP)の取得をアドバイスしました。

また、当グループは財団法人日本生態系協会が行う業務をサポートし、土地調査などに関わる実務的なアドバイスをしています。

(2) 環境不動産普及に向けたリーダーシップ

① マルチステークホルダーによる

「サステナブル不動産研究会」

当グループは、2007年から、東京大学生産技術研究所の野城智也教授(現所長)を委員長に迎え、環境への取り組みが市場価値に反映されるメカニズムの解明とその普及を検討するため、産官学のマルチステークホルダーが参加する「サステナブル不動産研究会」を主催してきました。本研究会は、毎回さまざまな分野からゲストを招いて環境不動産に関する多面的な議論を展開しており、斬新で実務的なアイデアを生み出す知的基盤になっています。

② 環境不動産が評価されるための

市場基盤の整備をサポート

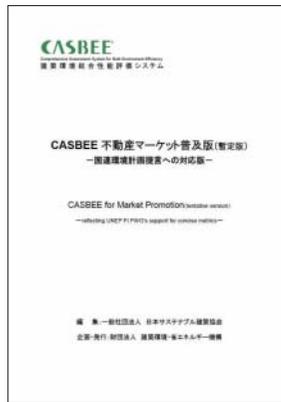
当グループは、環境不動産が不動産市場で正しく評価され、流通されるための市場基盤の整備をサポートしています。その一環として、国土交通省が主催する環境不動産懇談会に委員として参加し、さまざまな提言を行っており、同省の「環境不動産ポータルサイト(URL: <http://tochi.mlit.go.jp/kankyo/>)」の開設にも協力しました。また、「第17回国際土地政策フォーラム」や「環境不動産フォーラム」、「土地の日フェアシンポジウム」にパネリストやコーディネーターとして参加するなど、さまざまな機会を通じ環境不動産市場の整備に向けた提言を行っています。



第17回 国際土地政策フォーラム

③ 建物の環境性能評価システム「CASBEE」の普及に向けた取り組み

建物の環境性能を評価する仕組みとして、国土交通省の主導のもとに産官学共同で開発が進められている建築環境総合性能評価システム「CASBEE」があります。当グループが、このシステム(評価指標)を不動産市場でも広く活用すべきであると考え提言したことが契機となり「CASBEE不動産マーケット普及版(暫定版)」の検討が開始され、2011年7月に公表されました。本普及版には、投資家に対する分かりやすさや、海外の同種の指標との関連性に対する配慮など、新しい考え方が織り込まれています。



CASBEE不動産マーケット普及版(暫定版)

主要メンバーとして参画し、環境・社会・ガバナンス(ESG)に配慮した「責任不動産投資」のグローバルな普及に貢献しています。この活動の一環として、「責任不動産投資の手引き集」の作成に協力し、日本語版の作成・公開も行いました。また同グループの「コモン・メトリクス・チーム」の一員として、世界共通の指標の開発を含む建物環境総合性能評価システムの構築を働きかける活動にも参加しています。

⑥ 環境不動産についての情報提供

当グループは、環境不動産を一般の方にも広く知っていただくために、普及啓発を目的にした独自のホームページ*を開設しています。このホームページには、環境不動産に関する最新の取り組み状況や論文、講演会、各種投稿などの資料を掲載し、英語版の作成も行っています。また、国土交通省の環境不動産ポータルサイト(20頁参照)と相互にリンクし、情報提供の実効性を高めています。

* URL: <http://www.sumitomotrust.co.jp/csr/innovation/real-estate/01.html> (2012年4月以降変更予定)

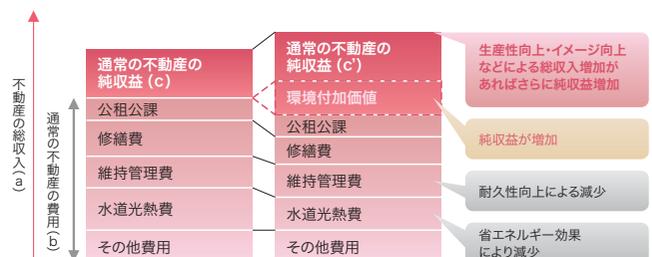
④ 不動産鑑定業界における取り組み

環境不動産市場の形成には、それらが流通するための市場基盤の整備が不可欠であると同時に、不動産鑑定評価手法の確立も必要です。環境不動産は、通常の不動産に比べて初期設置費用の増加だけが強調されることが多いため、エネルギーコストの削減などの付加価値を正しく鑑定できる仕組みが重要であるからです。これに対し、当グループでは、社団法人日本不動産鑑定協会内に設置された環境不動産等評価検討小委員会の委員長となり、環境性能の向上を含めた不動産評価の精緻化に関する検討を主導しています。

⑤ 国際的な連携と貢献

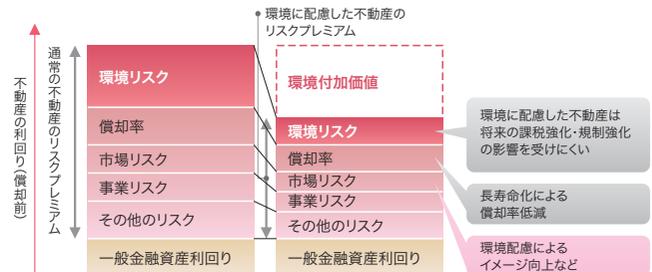
当グループは、環境不動産の国際的なネットワーク組織とも連携しています。特に重視する国連環境計画金融イニシアティブ不動産ワーキンググループ(UNEP FI PWG)には、

環境付加価値概念図 (1) 純収益への反映



出典：不動産に関する「環境付加価値」の検討 (東京都不動産鑑定士協会10周年記念論文 2005 伊藤雅人)より一部改訂

環境付加価値概念図 (2) 利回りへの反映



出典：不動産に関する「環境付加価値」の検討 (東京都不動産鑑定士協会10周年記念論文 2005 伊藤雅人)より一部改訂

4 生物多様性の取り組み

2010年10月に、名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)は、名古屋議定書、愛知目標の採択という大きな成果を生んで幕を閉じました。当グループは、2008年から強化してきた生物多様性に関する活動の最初のターゲットをCOP10に置き、さまざまな取り組みを行ってきました。COP10以降は、特に日本における生物多様性問題に包括的に取り組んでおり、生物多様性保全行動指針を整備しました。当グループは、引き続き金融業界をリードする役割を担っていきたくと考えています。

■ 生物多様性保全行動指針

1. 生物多様性の保全に向けた取り組み・支援の実施

私たちは、希少種や在来種の保護などに積極的に取り組むとともに、企業市民の一員として、生物多様性の保全に向けた活動の支援に努めます。

2. 商品・サービスの提供

私たちは、生態系に対する適切な経済的、社会的評価を行い金融機能を通じた生物資源の持続可能な利用の促進など、生物多様性の保全に資する商品・サービスの開発・提供に努めます。

3. ステークホルダーとの協働

私たちは、ステークホルダーと対話・協働し、生物多様性の保全に努めます。

4. 教育・研修

私たちは、グループ各社への本行動指針の徹底と生物多様性の保全に向けた教育・研修に努めます。

5. 情報公開

私たちは、生物多様性の保全への取り組み状況を積極的に開示します。

(1) COP10における活動

① COP10会場におけるブースの出展

当グループは、COP10が開催された名古屋国際会議場前のイベント広場にブースを出展し、生物多様性問題への取り組みを紹介しました。海外からの来場者も含め多くの人が訪れ、金融機関がなぜ生物多様性問題に取り組むのかについて、理解を深めていただきました。



② 「ビジネスと生態系に関する国際対話会合」

経団連自然保護協議会やIUCN(国際自然保護連合)などが主催し、世界各国の企業、政府、NGO、学界関係者などが参加した公式イベント「ビジネスと生態系に関する国際対話会合」において、世界の金融業界が生物多様性問題にどのように取り組んでいるのかについて、当グループの事例なども交えながら発表しました。

③ 「生物多様性民間参画パートナーシップ」への参加

国際対話会合の最後のセッションでは、日本の企業や経済団体、NGO、研究者、地方自治体、政府から構成される「生物多様性民間参画パートナーシップ」の発足式がありました。本パートナーシップには当グループも参加し、その後もアドバイザーボード・メンバーとして運営に対し積極的な提言を行っています。

④「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」のイベント

当グループは、2008年にドイツで開催されたCOP9においてドイツ政府が主導した「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」の趣旨に賛同し、リーダーシップ宣言に署名しました。COP10では日本のメンバー企業10社が一堂に会して、それぞれの取り組みを紹介するイベントを企画・主導するとともに、同イニシアティブが主催した公式イベント「Business meets Biodiversity-Doing Business the Biodiverse Way」において、当グループの取り組みを発表しました。なお、メンバー企業10社の取り組み内容は「グッドカンパニーの事例に学ぶ生物多様性へのビジネスアプローチ」(経済法令研究会)にまとめられています。



⑤国連環境計画 金融イニシアティブ(UNEP FI)

当グループは、UNEP FI主催の公式イベント「The Next Challenge」において取り組みを発表しました。また、COP10に合わせ発表された「CEO briefing-Demystifying Materiality」の翻訳やCOP10の参加メンバーを集めた交流会を開催し、UNEP FI事務局を支援しました。ちなみに、本交流会での討論を皮切りに世界各地で対話が重ねられ、自然資本宣言(The Natural Capital Declaration)が起草されました。



⑥エコプロダクツ展への出展

当グループは、2007年から財団法人日本生態系協会と共同で、毎年12月に東京ビッグサイトで開催される日本最大の環境関連イベント「エコプロダクツ展」へ生物多様性をテーマとした出展を続けています。2010年はCOP10までの活動の集大成となる展示内容となりました。

(2) 生物多様性に関連した金融商品・サービス

①公益信託「日本経団連自然保護基金」

当グループは、2000年から、経団連自然保護協議会より公益信託「日本経団連自然保護基金」を受託しています。同基金は、経団連加盟企業をはじめとする民間企業や個人の寄付を受け、国内の自然保護活動や開発途上地域においてNGOなどが行う自然保護活動への助成を行っています(公益信託については27頁参照)。

②社会貢献寄付信託

開発のために破壊される可能性のある希少種の生息地などを、トラスト地として市民が買い取り、守っていくのがナショナル・トラスト活動です。当グループは社会貢献寄付信託(28頁参照)の寄付先の一つに、長崎県対馬のツシヤマネコの生息地や鹿児島県奄美大島のアマミノクロウサギの生息地、北海道黒松内町の北限のブナ林を、トラスト地として購入する財団法人日本生態系協会を指定しました。また、当グループ自身も環境配慮型投資信託の販売実績に合わせ、同協会に200万円の寄付を行いました。



③環境配慮型開発・建築コンサルティング

当グループは、開発の進んだ都市部の生態系回復には、個別不動産単位の取り組みの積み重ねが必要だと考えています。このようなコンセプトに基づき、環境配慮型開発・建築コンサルティング業務において、不動産の緑地部分における地域生態系への配慮と第三者認証(JHEP)の取得をアドバイスしています(20頁参照)。

④ 企業遊休地などの活用提案

都市部と遠隔地の中間地は里山などが広がっており、生態系保全のためのさまざまな機能が備わっています。このような中間地には企業遊休地なども多くあり、当グループはこうした企業遊休地にミティゲーション・バンク*などを導入することで、開発地域と保全すべき地域のすみ分けが可能になると提言しています。2011年8月には、多摩・三浦丘陵を抱える13自治体からなる「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」の合同会議で「信託を利用した生物多様性の保全」の有効な手法として発表しました。

*あらかじめ生態系が復元・保護された土地で、開発業者が開発の代償として、ミティゲーション・バンクに設定されたクレジットを購入する。

⑤ 環境格付融資における生物多様性の評価

当グループは、2010年2月から生物多様性の評価を含む「環境格付融資」(17頁参照)の取り扱いを開始しました。当グループは、生物多様性が今後企業にとってマテリアリティ(企業の財務に影響を与える重要な要因)を持つようになると考えており、生物多様性に関する取り組みを主要な評価項目に位置付けた、当グループ独自の格付基準を構築しています。

⑥ 生物多様性SRIファンド

2010年8月、当グループの住信アセットマネジメントから、生物多様性の保全に積極的に取り組む日本企業に投資する生物多様性SRIファンド「生物多様性企業応援ファンド(愛称:生きものがたり)」を発売しました。資産運用において生物多様性の観点から企業のリスクと機会を分析する世界で初めての取り組みとして、海外からも注目を集めており、UNEP FIのレポート(23頁参照)にも取り上げられました。このファンドは、「2010年 日経優秀製品・サービス賞 優秀賞 日経ヴェリタス賞」を受賞しました。



「日経優秀製品・サービス賞 優秀賞 日経ヴェリタス賞」表彰式

エコロジカルネットワーク構想

生きものが生きていく「場」とその「場」をつなぐ「道」の確保が「エコロジカルネットワーク」の考え方です。当グループは、社会貢献寄付信託によるナショナル・トラスト活動への支援やミティゲーション・バンク、環境不動産など信託銀行の機能を駆使することで日本全土においてシームレスにエコロジカルネットワークを構築することに貢献できると考えており、積極的に取り組んでいます。



提供: 財団法人日本生態系協会

社会的問題の解決に資する金融商品・サービス

現在、日本は少子高齢化や格差の拡大、地域経済の低迷といったさまざまな社会問題を抱えています。当グループでは、こうした問題の解決に貢献すべく、新たな金融商品・サービス——特に、信託の機能を活用したサービス——を開発・提供することによって、「事業を通じた社会貢献」を実践しています。

1 ゆとりある長寿社会への取り組み

(1) 生命保険信託

当グループでは、国内で初めて、生命保険金の交付相手や方法・用途などをあらかじめ柔軟に設計することが可能な金融商品「安心サポート信託(生命保険信託型)」をプルデンシャル生命保険株式会社と共同開発し、2007年7月から取り扱っています。



この商品は、主に次のようなご要望をお持ちのお客さまにご利用いただけるオーダーメイドの信託商品となっています。

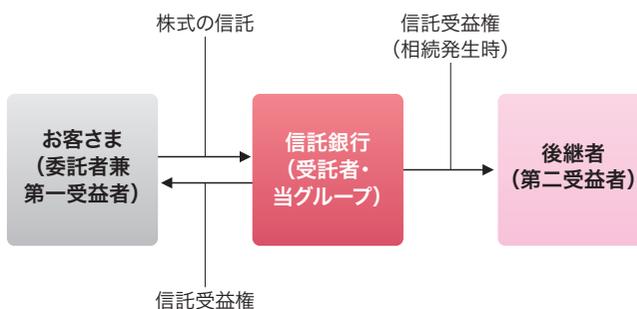
- ① 幼い子どもや心身の障がいにより財産管理に不安のある親族などのために、生命保険金を保全しながら、生活資金や学費などを定期的に、あるいは随時に給付していきたい。
- ② 法定相続にとらわれることなく、自分が経済的に支援したい人のために財産を活用できるようにしたい。
- ③ 自分が亡くなった後も、一定期間、社会・公益のために財産を分割して寄付したい。

(2) 事業承継信託

当グループでは、お客さまが保有されている株式について
①あらかじめ指定した者に承継させたい。
②ただし、状況が変化した場合は、それに応じて承継される者を変更したい。
とのご要望にお応えするスキームとして事業承継信託(遺言代用型)を提供しています。

この商品は、信託契約で後継者(第二受益者)を指定することで、お客さま(委託者兼第一受益者)の相続発生後に、遺産分割協議等の相続手続きを経ることなく、株式(および議決権)を円滑に承継させることが可能なスキームです。

事業承継信託の仕組み



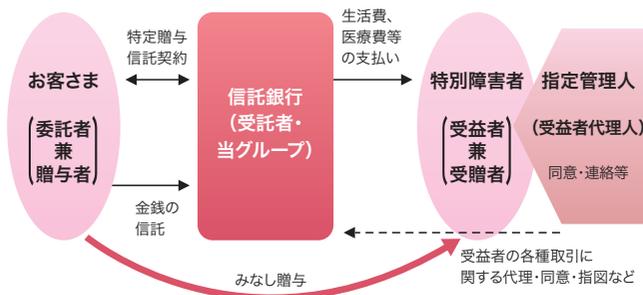
(3) 特定贈与信託

特定贈与信託とは、重度の障がいがある方のために、ご家族などが金銭を信託し、信託銀行が定期的に金銭を交付するもので、6,000万円までが贈与税非課税となっています。当グループでは、障がいがある方への経済的支援を実現する商品として、この特定贈与信託の仕組みを活

用した贈与・遺贈型の信託商品のラインアップを提供しています。

2010年度は、13件(5.8億円)の新規受託がありました(2011年3月末現在の契約件数458件)。

特定贈与信託の仕組み



(4) 成年後見制度の普及促進への取り組み

成年後見制度とは、認知症などによって判断能力が十分ではない方を保護するために、一定の条件で本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行ったり、本人による法律行為を助けたりする役割を担う後見人を選任する制度です。

当グループは、高齢の認知症のお客さまのご家族などが、後見人の紹介を受けたいという場合に対応するため、当グループが賛助会員でもある公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートと協定を締結し、成年後見制度に関する相談・利用の取り次ぎサービスを提供しています。

(5) リバースモーゲージ

当グループは、2005年3月に大手銀行として初めて、高齢のお客さまに老後のゆとり資金を融資する「リバースモーゲージ」の取り扱いを開始しました。

この商品は、自宅を担保にご融資金を受け取り、お亡くなりになった時などに自宅の売却代金などで一括して返済いただくローンです。

(6) 高齢者向けリフォームローン (元本一括返済型)

当グループでは、住宅ローンなどの借入れが困難な高齢者の方にご利用いただける商品として、「高齢者向けリフォームローン(元本一括返済型)」を開発し、2009年10月から取り扱っています。

この商品は、高齢者の方の豊かな老後生活を支援し、住み慣れたご自宅のバリアフリー工事や耐震改修工事などのリフォーム資金をご融資するもので、リフォームに必要な資金の100%、もしくは担保となる自宅の評価額の50%までが融資可能です。ご利用になられる方は、利息のみを毎月お支払いいただき、元本についてはお亡くなりになった時などに自宅の売却代金などで一括して返済いただく仕組みとなっています。



(7) 有料老人ホーム事業への支援

当グループでは、介護付き有料老人ホームなどを展開する株式会社メッセージと提携し、有料老人ホーム建築資金に用途を限定したローンを取り扱っています。

また、当グループは株式会社福祉開発研究所と連携し、有料老人ホームなどを運営する事業者に対し、施設の建設用地として当グループの個人のお客さまなどが保有する土地を仲介(売買・賃貸)するサービスを提供しています。

東日本大震災以降、老人福祉施設におけるBCP(事業継続計画)に対するニーズが高まっています。当グループでは、特にエネルギーマネジメントという観点から、発電設備や省エネ設備などに関わる提案(ファイナンスを含む)を行っています。

2 信託機能を活用し社会貢献マナーをつなぐ

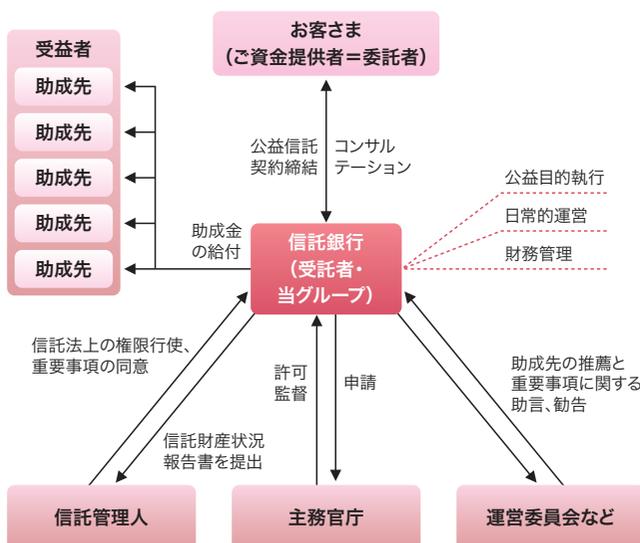
(1) 公益信託

公益信託とは、個人や法人が「公益(社会一般の不特定多数の人々の利益)」のために財産を信託し、受託者があらかじめ定められた公益目的に従って信託財産を管理・運用し、助成事業を行うことにより、公益目的の実現を図る、法令で定められた制度です。

公益信託制度は、民間の資金を活用した「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益」を目的とする活動の活性化に貢献する制度として、重要な役割を担っています。当グループでは1977年5月に公益信託第1号を受託して以来、受託件数を着実に増加させており、現在さまざまな公益分野で助成事業を行っています。

2010年度には、合計14億円を、公益のために資金を必要とされる方々3,539名(個人、法人、任意団体含む)に助成金として給付し、ご活用いただきました。

公益信託の仕組み



なお、当グループは、2011年3月末現在、228件(288億円)の公益信託を受託しており、それぞれの基金の目的に即した運営を行っています。

公益信託受託状況

分類	件数
奨学金支給	76
自然科学研究助成	45
人文科学研究助成	6
教育振興	26
社会福祉	11
芸術・文化振興	10
動植物の保護繁殖	1
自然環境の保全	8
都市環境の整備・保全	21
国際協力・国際交流促進	17
その他	7
総計	228

(2011年3月現在)

世田谷まちづくりファンド

当グループが受託している「世田谷まちづくりファンド」は、区民の創意と工夫にあふれたまちづくりを促進し、だれもが安心して暮らせる人間性豊かで魅力的なまちを創造することを目的として1992年に設立されました。これまでに259のグループに助成を行い、区内の広範なまちづくり活動を育んできましたが、東日本大震災をきっかけとして、2011年から、【特別部門】「災害対策・復興まちづくり部門」を新設しました。同部門では、世田谷区において住民主体のまちづくり活動の実績があり、また東日本大震災へのさまざまな復興活動を行っているグループに対して、復興活動を通して得られた災害復興および対策に関する知識、経験、成果を世田谷のまちづくりへ還元し、区民と分かち合う活動に対して助成を行っています。

サントリー世界愛鳥基金

「サントリー世界愛鳥基金」は、さまざまな鳥類保護活動に対して助成を行うことを通じて、地球環境保全に貢献するこ

とを目的として、1990年に設立されました。これまで延べ187のグループに2億5,120万円の助成が贈呈され、大きな成果をあげています。また、鳥類保護活動の裾野を広げるため、基金設立当初の「鳥類保護団体への活動助成」部門に加え、2006年度から「地域愛鳥活動助成」部門を新設しました。この結果、鳥類の保護・観察活動を行う小学校、中学校および高等学校のクラブ・委員会や子供エコクラブまたは自治会やボランティア団体等の地域のグループなどに助成の対象が広がっています。2011年度には、東日本大震災により被害を受けた東北地方の鳥類営巣地域の現況を調査し記録を残す活動に対し助成を行いました。

カトリック・マリア会・セントジョセフ奨学育英基金

「カトリック・マリア会・セントジョセフ奨学育英基金」は、経済的に恵まれない青少年の教育支援を通じて、人権を尊重し社会に奉仕する人を育てることを目的として、2001年に設立されました。具体的には、経済的に恵まれない家庭の高校生や在日外国人等の子弟で国内在住の小中学生に対し、それぞれ奨学金または就学援助金を支給し、就学を支援しています。2010年度には、200名に対し月額2万円、年間総額4,800万円の援助を行いました。この基金が設定された背景には、一人一人の人間にとってその生存権および人格権を実現する上で教育は非常に重要であるという考えに基づき、真の国際化に必要な博愛平等の心に満ちた敬謙篤実な社会人を育成したいという考え方があります。

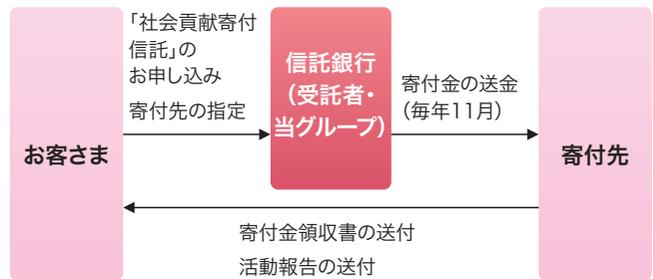
(2) 社会貢献寄付信託

当グループは、2011年4月から社会貢献活動に取り組んでいる団体への寄付を目的とした新しい信託商品「社会貢献寄付信託」(愛称: 明日へのかけはし)の取り扱いを開始しました。

お客さまには寄付される金額を金銭信託にお預け入れいただき、毎年1回、当初信託元本の5分の1を寄付します。寄付先は、毎年「寄付先一覧」の9団体の中からご指定いただき、毎年同じ団体に寄付することも、毎年違う団体に寄

付することも可能です。また、寄付先となる9団体のうちの一つを社会福祉法人中央共同募金会としており、東日本大震災の復興支援を目的にご利用いただくことができます。寄付先からは、寄付金の活用実績や活動内容の報告が送付され、寄付した団体の活動内容をご確認いただけるという特徴があります。

社会貢献寄付信託



寄付先団体について

(以下の9団体の中からお客さまにご指定いただきます)

※ 寄付先の変更は毎年可能です

活動分野	団体名
環境	公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン(WWFジャパン)
環境	財団法人 日本生態系協会
地域・文化遺産	公益社団法人 日本ユネスコ協会連盟
医療	公益財団法人 日本対がん協会
社会福祉	公益財団法人 日本盲導犬協会
海外支援	特定非営利活動法人 国境なき医師団日本
学術	公益財団法人 国際科学技術財団
文化	独立行政法人 日本芸術文化振興会
東日本大震災復興支援	社会福祉法人 中央共同募金会

(3) 遺言信託

当グループでは、遺言書作成のお手伝いや、遺言書の保管、遺言書の内容を確実に実現する遺言執行などの信託銀行ならではのサービスとして、「遺言信託」を取り扱っています。近年、当グループのお客さまの中にも、ご自身の遺産を世の中のために役立てたいとお考えになる方々が増えてきています。当グループでは、こうしたニーズにお応えするため、大学や公益団体と遺贈による寄付に関する提携を行い、遺産寄付の支援サービスを提供しています。

3 多様なライフスタイルを後押しする金融商品

(1) 働く女性を応援する女性専用住宅ローンの取り扱い

当グループでは、多様なライフスタイルへの後押しとして、働く女性のマイホーム取得を応援する女性専用住宅ローンを取り扱っています。

本ローンは、ご本人がお住まいになるための新築・中古マンションの購入資金向けのご融資を行うものです。出産後1年間については年0.1%の金利優遇があるほか、当グループが保険料を負担する医療保障による入院時のサポート、繰り上げ返済手数料の免除といった特典が付いています。



(2) 二世帯住宅応援ローンの取り扱い

当グループでは、親御さまと一緒に住む二世帯住宅を建てる方を応援する二世帯住宅応援ローンを取り扱っています。

このローンは、延床面積80平方メートル以上の一戸建て二世帯住宅の建築をお考えの方に、一戸建て住宅の新築、増・改築資金や、土地および一戸建て住宅の購入資金などのご融資を行うものです*。

* 本商品については、2012年4月1日以降、新規お申し込みの受け付けを停止する予定です。



4 事業と一体となった社会貢献

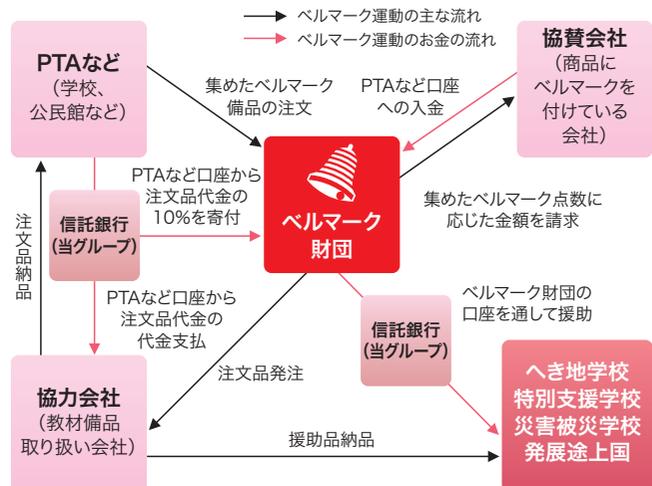
ベルマーク事業への支援

身近な商品に付いている“ベルマーク”を学校単位で集め、その点数に応じて学校に必要な備品を購入する「ベルマーク運動」は、教育助成を目的とした社会貢献活動としてよく知られています。この運動は1960年にスタートし、当初は複数の銀行が関わっていましたが、1982年からは入出金に関わる一切の業務を当グループが担当しています。

具体的には現在、全国2万8,670件(2011年3月末現在)にのぼるPTAの口座管理事務を行っており、協賛会社からPTAへの入金や協力会社からベルマーク教育助成財団への援助金送金などの業務を取り扱っています。このほか、被災地などへの援助資金の送金事務(友愛援助)も行っています。

ベルマーク運動では、学校の備品を購入する際に購入金額の10%がベルマーク財団に寄付されて、それがへき地学校や災害被災学校、発展途上国などへの援助資金として使われています。当グループは、事業と一体となった社会貢献であり、かつ広がりを持った活動として、ベルマーク事業への支援を継続しています。

ベルマーク運動での役割



SRI (社会的責任投資) への取り組み

持続可能な社会の実現のために、金融機関には、お金の流れをそれに適合したものに変わっていくことが求められています。当グループは、SRI (Socially Responsible Investment: 社会的責任投資) を持続可能な社会の実現に貢献する投資の仕組みと考え、その普及に力を入れてきました。ここでは、業界のリーダーとしてSRI市場を牽引する当グループの取り組みをご紹介します。

(1) さまざまなSRIの提供

持続可能な社会の実現のために、近年、金融業界ではE (環境)、S (社会)、G (コーポレートガバナンス) に対する配慮が求められるようになってきています。当グループは、早くからESGを意識したSRIを提供しており、またその普及にも力を入れてきました。

当グループは、1999年に日本で初めてのSRIファンドである日興エコファンド(設定: 日興アセットマネジメント)の提供を開始し、2003年には企業年金からSRIファンドの運用を受託するなど、自他ともに認めるSRIのパイオニア的存在です。以降、確定拠出型年金、ゆうちょ銀行、公的年金等にSRIを提供し、マーケットの裾野の拡大に貢献してきました。

また、生物多様性SRIファンド(設定: 住信アセットマネ

ジメント)、中国株SRIファンド(設定: 住信アセットマネジメント)、SMBC日興世銀債ファンド(設定: 日興アセットマネジメント)など世界初の取り組みも含めファンドのバリエーションも拡充してきており、運用残高は2011年3月末現在、グループ全体で1,344億円と国内最大級となっています。また、信託報酬の一部を寄付する社会貢献型の世界銀行債券ファンド(設定: 日興アセットマネジメント)は2,500億円にまで残高を伸ばしています。

このように当グループは、ESG全般に配慮したSRIファンドだけでなく、さまざまなテーマや対象資産、手法を組み合わせ、個人投資家から機関投資家まで広範に商品を提供するSRIのリーディングカンパニーであり、また先進的な取り組みは海外からも注目されています。

三井住友トラスト・グループのSRIファンド



日興アセットマネジメントのSRIファンド



(2) 当グループの代表的なSRIファンド

①グッドカンパニー(住信アセットマネジメント)

資本市場を通じて社会の持続可能性を高めることを目指すSRIがその機能を果たすためには、長期的な視点で投資判断を行う年金投資家による投資が不可欠です。住友信託銀行は2003年に日本で初めて企業年金向けにSRIファンドの提供を開始し、その後も同じ運用を公募投信(愛称: グッドカンパニー)として個人投資家に、さらに確定拠出型年金、公的年金、金融法人など幅広い投資家層に提供を続けており、文字通り日本を代表するSRIファンドの一つです。当ファンドは、専任ファンドマネージャー2名とアナリスト1名が運用を担当し、企業価値の向上につながるESGの取り組みを推進する企業の株式を厳選して投資することで、運用パフォーマンスの向上を追求しています。

これらが評価され、本ファンドは、2005年、2006年にモーニングスター「ファンド・オブ・ザ・イヤー」の優秀ファンド賞、2008年には「R&Iファンド大賞2008」、国内SRI部門の最優秀ファンド賞などを受賞しています。

一方、日本株SRIの手法を中国株に適用したSRIファンドが「チャイナ・グッドカンパニー」です。当ファンドは、中国金融機関以外の運用機関が運用する世界で初めての中国株SRIファンドとして注目を集めています(33頁参照)。

②SRI計画(中央三井アセットマネジメント)

中央三井アセットマネジメントは、2004年から企業年金向けのSRIファンドの提供を開始しました。2006年からは個人投資家向けにも公募投信(愛称: SRI計画)を、さらに2008年からは確定拠出型年金向けのファンドを設定するなど、投資家層を拡大してきました。

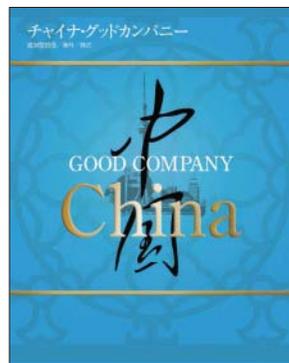
なお、同社では、ホームページ上に「CSRを語る」コーナーを設置し、CSR評価の専門家とCSRに積極的に取り組む企業の担当の方との対談を掲載し、SRIの意義や魅力について情報発信を行っています。

③グリーン世銀債ファンド(日興アセットマネジメント)

近年、債券に投資するSRIも注目を集めています。日興アセットマネジメントは、世界で初めてグリーンボンドに投資するSMBC・日興世銀債ファンドおよびグリーン世銀債ファンドを2010年に世界銀行と共同で開発しました。グリーンボンドとは世界銀行が発行する債券の一種で、調達された資金は、原則として新興国における気候変動対策プロジェクトへの貸付にのみ利用されます。グリーンボンドに投資するファンドに対する注目度は高く、2010年11月にはInvestment and Pensions Europe誌とオランダのTBLIグループが主催するESGリーダー賞2010において「ESGにおける最も革新的な開発賞」を受賞しました。



1



2



3



4

1. グッドカンパニー、2. チャイナ・グッドカンパニー / 住信アセットマネジメント、3. SRI計画 / 中央三井アセットマネジメント、4. SMBC・日興 世銀債ファンド / 日興アセットマネジメント

(3) 国際組織やNPOとの連携

投資の世界でESGが主流となった背景には、国連組織やNPO・NGOの活発な活動がありました。当グループは、グローバルステージでは国連責任投資原則(UN PRI)、アジアではASrIA、また、日本国内ではNPO社会的責任投資フォーラム(SIF-Japan)の3つの組織とそれぞれの領域で密接な関係を構築し、市場の拡大に貢献してきました。

①国連責任投資原則(UN PRI)

当グループ各社は、国連責任投資原則(UN PRI) (71頁参照)に署名し、2010年からはPRIの日本ネットワークの共同議長に就任しています。2011年5月に英国大使館で開催された同ネットワーク主催のセミナーで、ガバナンスの取り組みについての状況を報告したほか、9月にパリで開催されたPRI年次総会では日本の取り組みの現状についてプレゼンテーションを行いました。



PRI年次総会

②ASrIA

当グループは、アジア地域のSRI推進団体「ASrIA」のメンバーとして、アジアにおけるSRIの発展に寄与してきました。2011年9月には設立10周年記念会議が開催され、「株主行動——アジアでどううまくやっていくか?」の討論会にパネラーとして参加しました。

③社会的責任投資フォーラム(SIF-Japan)

当グループは、NPO社会的責任投資フォーラム(SIF-Japan)の主要メンバーとして運営委員を派遣するなど、その活動を支えてきました。2011年1月には第37回の定例勉強会「SRIの進化型、『サステナビリティ』に基づくマルチ・テーマ型運用」のコメンテーターを務めたほか、株式会社ぎんざいと共催した「SRIレポートコンテスト」の審査委員となり、次世代のSRIを担う人材の育成に貢献しました。

(4) 日本企業へのESG情報の発信

当グループは、国連グローバル・コンパクト(71頁参照)に署名する日本企業が参加するグローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワーク(GC-JN)のメンバーです。2011年度は大和証券グループ本社とともに「SRI分科会」の共同幹事に就任し、海外の投資家に対するESG情報の開示のあり方について議論しました。今後も、事例研究などを通じ会員企業に広く発信していく方針です。

当グループが、証券代行業務の一環として企業のIR部門に提供する情報サービス「FOCUS CLUB」では、世界の代表的なSRI指数であるFTSE4Goodを提供している英国FTSE社の責任投資部門の責任者とその企業調査を請け負うEIRIS社を講師に招いたセミナーを開催しました。



グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワークSRI分科会

中国における取り組み

「和諧社会」(各階層間で調和の取れた社会)を標榜する中国では、CSRに対する関心が急速に高まっています。CSRはコストではなく成長への機会であると考える中国企業も増えてきました。当グループは、中国株SRIファンドを立ち上げるなど、中国において独自のCSRビジネスを展開してきました。

(1) 中国株SRIについて

当グループは、2010年から中国A株*1を含めた幅広い銘柄のうちESGに優れた中国企業に投資する本格的なSRIファンド「チャイナ・グッドカンパニー」を運用しています。本ファンドでは、ESGの調査を株式会社日本総合研究所に委託するとともに、米国のCSR推進団体であるBSR*2から投資対象企業に関するさまざまな補完情報を入手しています。本ファンドは、中国の金融機関以外としては初のSRIということで、海外のSRI関係者からも注目が集まっており、BSRの「BSR Report 2010 - Redefining Leadership」において世界のCSRの先進事例の一つとして取り上げられました。



BSR Report 2010

*1 中国の国内投資家専用の市場で取引される株式。海外投資家はQFIIという特殊な適格要件を満たした場合のみ投資できる。

*2 BSR (Business for Social Responsibility): 1992年に米国で設立され、戦略的CSR分野のコンサルティングを主要業務とする世界最大のCSR推進団体(NPO)で、全世界に250社以上の会員を有し、70カ国以上でCSR関係のプロジェクトを推進している。

(2) SRIの啓蒙活動

日中韓ラウンドテーブルの開催

当グループは、BSRと連携し、2011年3月に中国・北京で日中韓ラウンドテーブルを開催しました。中国からはAEGON興業ファンドや上海・深セン各証券取引所、北京大学、韓国からはアリアンツ・グローバルなどが参加し、

3カ国のSRI運用の実例を踏まえ活発な意見交換が行われました。会議の内容はBSRのホームページでも公開されており*、これらの情報が日中韓各国のSRI市場の拡大に寄与することが期待されます。

*URL: http://www.bsr.org/reports/Asia_SRI_Roundtable_Summary_Transcript.pdf



日中韓ラウンドテーブルの様子(写真提供:BSR)

(3) 瀋陽市などとの環境を含む協力協定

当グループは、2010年6月、中華人民共和国瀋陽市人民政府および瀋陽金融商貿開発区管理委員会と経済交流に関する協力協定を締結し、日本の省エネ・環境保護などの循環経済発展モデルの展開などをテーマに、日系企業の紹介やその他の外資誘致に向けた協力を行っています。また、当グループは同市および同区から、日本へ投資意欲のある中国系企業の紹介を受けています。

(4) 中国省エネ・環境事業会社の設立に参画

当グループは、2009年10月、科理管理顧問服務有限公司*1などが、日本企業の高度な環境技術を活用しESCO事業*2などの省エネ・環境事業を行うために香港に設立した科力信環境節能有限公司の立ち上げに参画しました。

*1 生産性の管理、効率化、品質向上のコンサルティングおよび社員研修。ISO9000、ISO14001の認証コンサルティングを主要業務とするコンサルティング会社。

*2 15頁参照。

持続可能な社会の形成に向けた金融機関の役割



金井 司(写真左上)[司会]

総論・フォローアップワーキンググループ座長
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
経営企画部 CSR推進室長

河口 真理子さん(写真右上)

運用・証券・投資銀行業務ワーキンググループ座長
株式会社大和総研 環境・CSR調査部長/
NPO法人社会的責任投資フォーラム
共同代表理事・事務局長



関 正雄さん(写真左下)

保険業務ワーキンググループ座長
株式会社損害保険ジャパン理事 CSR統括部長

竹ケ原 啓介さん(写真右下)

預金・貸出・リース業務ワーキンググループ座長
株式会社日本政策投資銀行 環境・CSR部長

当グループは、2011年10月に起草された「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」に署名しました。この原則は、銀行、保険、証券、資産運用会社などの金融機関が、持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たすための行動指針をまとめたものです。本ステークホルダー・ダイアログは、2011年11月に起草委員会の各ワーキンググループ(WG)の座長が集まり開催されたもので、原則策定の意義とポイント、国際的なイニシアティブとの連携と地域における展開、今後の運営方法について、白熱した議論が交わされました。

司会: 本日は、今般制定された「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」の起草委員会の各WGの座長を務めた方々にお集まりいただきました。皆さん、どうぞ忌憚のない意見をお願い致します。

1. 原則策定の意義とポイント

まず、この原則にはどのようなポイントがあるのか。また、日本の金融機関の現状を踏まえ、今後、この原則がどのような役割を果たすのかについて、お話をいただきたいと思ひます。

□ 日本の金融機関の意識改革を迫るプラットフォーム

河口: 最初は、日本版の責任投資原則(PRI)を作ろうということだったと思います。責任投資原則は、運用に焦点を当て、運用機関や年金基金などでESG(環境・社会・ガバナンス)に配慮した投資をしたいという人向けに作った原則ですから、全員が署名しなくてもいいのですが、日本の場合は、すべての金融機関に入ってもらいたいという考えでした。金融業界といっても幅広すぎて、金融機関全部に入ってもらうのは当初無理だと思っていました。しかし今回、これまでの個別の取り組みがすべて乗るプラットフォームができたことで、金融業界でこれまで環境問題にあまり関心がなかつ

た人たちの意識を大きく変えるきっかけになると思います。

関: いろいろな業態の金融機関がありますが、金融機関全体をまとめる組織は一つもないのです。それが今回、1年間、さまざまな業界の25の金融機関*が集まって議論し、共通の目標を作ったのは、画期的だったと思います。もう一つは、他のステークホルダーに対して一緒に行動を働きかけていくという大きな意味があったのではないかと思います。

* 起草委員会設立時。最終的には36の金融機関が参加。

竹ヶ原: 結論的に言うと、「金融は資金の仲介機能なので、お金を出す人やお金を使う人の意向がない限り、自分たちは動けない」というのが、今まで弁解に使えたわけですが、そうではないという意識が全員に共有されたというのが、今回の意義ではないかと思っています。

□ 震災を境に深まった持続可能性についての認識

司会: 策定にかけた1年間の時間軸は、どう解釈されますか。

竹ヶ原: 最初は、教科書的な抽象的な議論をやっていましたが、震災を境にしてだんだん自分の問題として腹に落ちてきたという面はあったと思います。

司会: 当初の環境の原則を作ろうという話が、持続可能な社会、サステナビリティという国際スタンダードを踏まえた概念に変わっていったのは、震災の影響がありましたね。

関: 現在、国連環境計画(UNEP)で作られている「持続可能な保険原則(PSI)」の中心概念もサステナビリティです。その中には、ソーシャルの部分も含まれています。震災の影響もあったかもしれませんが、やはり国際的な流れに沿った合意だったといえると思います。

司会: 「持続可能な」の定義が議論のポイントになりました。

河口: ほとんどの人は社会はそのまま続いていくことを前提にしており、持続可能と言われても、よく意味が分からない人が多かったと思います。ところが、震災を境に、盤石だと思っていた日々の暮らしが意外ともろいのかもしれない。それを変える動きをつくっていかなければいけないのではないかという意識が出てきたのではないのでしょうか。

□ 画期的な予防原則

司会: 予防原則を取り入れたことについては、どのようにお考えになりますか。

関: 金融機関として、将来のさまざまなリスクを考え、早めに手を打っておくという予防原則を行動原則の先頭に据えたのは、非常に大きな意味があったと思います。

司会: 予防原則の考え方は、銀行の融資行動を変える力を持っているのでしょうか。

竹ヶ原: B/SやP/Lの裏にある環境リスクをしっかりと見て、財務情報を補正していくことが、結果的には収益のロスをなくすことにつながると思います。そういう読み替えをすると、予防原則は、与信管理や信用リスク管理に使えますと思います。

□ 新しい金融ビジネスのチャンス

司会: 新しい金融ビジネスのチャンスについてはどのようにお考えですか。

河口: 消費者が環境配慮型の製品・サービスを求める中で、企業は環境配慮型ビジネスを展開せざるを得なくなっています。そうした動きを金融機関が環境配慮型融資などで後押しする形になっている気がします。



関: この原則では、環境だけでなく、社会的な問題も含め、一体のものとして取り組んでいこうと言っています。例えばBOPビジネス*も、貧困問題の解決を社会貢献としてではなく、ビジネスとしてやるわけです。そのように、すでに企業行動が変わっているので、金融機関も一緒にやっていこうということだと、私は考えています。

*「Base of the Pyramid」の略。途上国の低所得階層を対象にした、現地のさまざまな社会的課題の解決に資することが期待される新たなビジネスモデル。

竹ヶ原: 本業で環境をやっている方は、元々、経済の成長制約要因であった環境をビジネスチャンスに変えていかれている方です。これを金融市場がきちんと評価できれば、頑張った会社は自動的に株価が上がり、保険料率が下がり、銀行金利が下がるはずなので、結果的にビジネスのお手伝いになります。

2. 業務別ガイドラインについて

司会: それぞれのガイドラインのポイントと、今後、どう使っていくか、お話しいただければと思います。

□ 運用・証券・投資銀行ガイドライン

河口: PRIは運用に焦点を当てているわけですが、このガイドラインでは、最上流で証券を作っている投資銀行、中間で証券売買のサービスを提供している証券会社、最下流で運用している運用会社のすべてでESGに配慮した商品を提供する仕組みを作る必要があるということで、運用・証券・投資銀行の3つが全部入っています。

また、環境・社会・ガバナンスの課題をESG課題という言い方にしています。なぜかと言えば、PRIが注目すべき指標としてESGを明示したことで、今、SRIの世界ではESGという言い方が一番、とおりやすいからです。

司会: ESGを日本の金融に入れていくことについて、どのようにお考えですか。



関: 保険ガイドラインはリスクに着目して書かれているのですが、保険業界は、損保もそうですが特に生保は大きな機関投資家でもあるわけですから、ESGをどんどん取り込んでいくのは大事なことだと思います。

司会: 預金・貸出・リースWGでは、ESGをどうとらえられましたか。

竹ヶ原: 間接金融の世界で業務を行っている我々のWGでは、ESGに対する抵抗感がありました。CSRの力点は国によって異なり、ヨーロッパでは雇用や人権が主要テーマになりますが、日本企業は環境を中心にCSRを語る傾向があります。そうすると、欧米投資家の意向を反映している直接金融の世界だと、ESGはすんなり入ってくるのですが、日本企業相手の間接金融の世界ではESGの議論はまだ早いのです。欧米人の発想を自分たちの融資の判断基準の中に落とし込めと言われても、時期尚早という意見が出ました。しかし、お客さま企業の方でどんどんESG情報を出していますので、だんだん直接金融の世界に視線を近づけていく必要があります。

□ 保険ガイドライン

関: 保険ガイドラインについては、私は、現在UNEP FIで策定中のPSIの起草にも関わっているので、国際的な保険原則となるPSIと整合性を持たせようとやってきました。気

候変動による自然災害の保険金が増えるなど、保険業界自身がリスクを抱えています。こうした環境リスクだけでなく、人権などさまざまなESGリスクがあるので、保険会社としては、いかにソリューションを提供していくかが大きな課題です。保険も、運用・証券・投資銀行ガイドラインと同様、ESGに着目していく必要があります。

司会： ESGという観点から、例えば、直接金融と保険とのコラボレーションは考えられないでしょうか。

関： ESG評価を保険料率に反映させるのも一つの方法かもしれません。しかし私はむしろ、例えば企業が新しい環境ビジネスに挑戦するときに、リスクヘッジの仕組みを提供することで、新規ビジネスに取り組みやすくするのが、保険会社のより大きな役割だと思います。事業会社と金融機関と保険会社がうまくかみ合うといい流れが出てくるでしょう。

□ 預金・貸出・リースガイドライン

竹ヶ原： お客さまの層も活動の場も違うメガバンク、地域金融機関、リース会社が、共通のガイドラインとして結論を

引き出せるか大きな課題でしたが、資金仲介機能を通じてお客さまの環境リスクも管理することで、自分たちの損失リスクも管理する。ひいては、双方の成長につなげられるように持っていきたいというところまでが、今回のガイドラインの結論でした。そこまで抽象化してしまえば、メガバンクにしても、地域の中小企業を応援している銀行にしても、自分たちのやっていることに何の違いもないということで合意できたのかと思います。この原則の考え方を、クレジットポリシーに明示することについては、「本業を制約することになるから時期尚早だ」という意見、「お客さまの成長を促し、その果実を取り組むことになるから明示すべきだ」という意見、「いや、自明だ」という意見があり、残念ながら、まだ宿題として残っています。

□ ESGは生命保険にも重要

司会： 積み残しの課題はほかのガイドラインにもあるのでしょうか。ESGのテーマは損害保険に強い影響があると思いますが、生命保険にとってはどうでしょうか。



関: 非常に重要です。特にソーシャルな部分で、高齢化社会の問題、健康、医療、年金などの問題に民間会社としてソリューションを提供するのが生命保険業界の役割です。そのこともガイドラインに書き込んであります。

河口: 年金は非常に注目されていますが、生命保険はあまり注目されていません。毎月、日本中からお金を集めて運用している生命保険会社の動きは重要です。

関: 今回、生命保険業界に協会ベースでも参加していただいているので、業界として取り組みを加速するいいきっかけになるのではないかと思います。

3. 国際的なイニシアティブとの連携と地域における展開

司会: UNEP FIやPRI、さらに今度できるPSIなどの国際的なイニシアティブとの連携と、国内で原則をどう広めていくのか、特に地域でどう広めるのかということについて、お話をいただきたいと思います。

□ 世界とのつながりに気付くことが重要

竹ヶ原: 地元の里山の保全を含め、生物多様性の保全に取り組むなど、東京では決してできないことを実践できている地域金融機関があるわけですが、その意義に自分でお

気付きになっていないことがあります。実は、地域でやっていることと国際的な動きは分断されている話ではなく、まず地域の金融機関の方に自分たちの取り組みの意味を知っていただく機会にこの原則がなればいいと思います。

関: 今は、地域の中小企業にしても、海外展開は当たり前になってきています。日本の中で経済が完結していることはもうないわけで、あらゆる金融機関がグローバルな目線で物事を考えていくのは必要なことだと思います。

「社会的責任の円卓会議」*を、中央だけではなく、地域でも立ち上げようという動きがありますが、この金融原則も一つのテーマとして、地域金融機関も入って議論していくことが大事だと思います。

*事業者団体、消費者団体、労働組合、金融セクター、NPO・NGO、行政などの複数のステークホルダーが共通の立場で安全・安心で持続可能な社会を築くために議論する会議。2011年3月に「安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略」がまとめられた。

河口: いい取り組みをされている地域金融機関は多いのですが、自分の地域以外につながる発想を排除しているように思います。まず、意識を変え、次に地域の資源を活用していくと、いろいろなニーズが見えてきますし、実はそれがグローバルにつながっているということが、分かってくると思います。単なる空き地と思っていたものが、ESGという観点で見ると、実は価値のあるスペースであることが分かるとか、地元の資産ポートフォリオを見直すきっかけにもなります。

竹ヶ原: 進んだ取り組みをされようとしている金融機関がある一方で、そこまで至っていない金融機関も多いので、優れた取り組みの地域金融機関に光が当たるような仕組みがあるといいと思います。

河口: 世間から認められ、地域の人も喜び、いいビジネスになることが見えてくれば、地域金融機関は変わります。

司会: 評価されることで地域金融機関の意識が変わり、そうした地域金融機関がイニシアティブを取ることで、持続可能な社会に変えていくことができますね。



4. 原則を身のあるものにするために

司会: 現在、すべての署名機関が年に1回集まる総会、運営をコーディネートする運営委員会、各ガイドラインを引き継ぐ形のWGという3層構造の組織が想定されています。今後、こうした組織をどう活用していくべきか、お話しいただければと思います。

□ 総会と地方巡業を組み合わせる

河口: まず、原則とその使い方を説明するお披露目のイベントを金融機関向けにやっていく。地方巡業するのも良いかと思います。次に、年に1回の総会で、3つのガイドラインごとにベストプラクティス事例の紹介や優良な署名機関の表彰をするようにしてはどうでしょうか。

竹ヶ原: 地域版のマルチステークホルダー・ダイアログを立ち上げ、そこに地方巡業をうまく組み合わせるとおもしろいものができると思います。

例えば、何年かに1回は必ず自分の地域が輪番で回ってくるようにする。そのときは、主催者となった署名機関が、その地域の人たちと協力して、とにかく盛り上げる。地域でうまくいった事例をコミュニティレベルから大企業レベルまで引っ張り出してプログラムを作り、全国から来た署名機関に、うちの地域はこんなにすごいんだと見せていくのです。

司会: 原則の署名機関が、政策的な発信を行うような動きは考えられますか。

関: 将来的には、いろいろな業態で集まって議論している中で出てきたアイデアを、政策として提言していく活動もしていきたいと思いますが、まずは、一般の銀行員や証券マン、保険マンが自分たちの業務の中で何ができるかというヒントをつかめるような普及啓発活動が大事だと思います。



司会: 一方で、金融機関がきれい事を言っているのではないかという市民社会からの批判も出てくる可能性があるのではないのでしょうか。

河口: 確かに、署名さえすればいいというものではなく、署名したからやらなければいけないという面があると思います。ステークホルダーからの声を拾う場を設定して、原則を見直す際に取り入れていくのもいいかもしれません。

□ 最後に

司会: 国際社会がESG重視の方向で動いていることを金融の主流にいる人は知っているも踏み込めない現実があります。このままだと、日本の金融は決定的に遅れてしまうという危機感を持っています。我々はワーキンググループの座長として原則を作った立場でもあるので、この原則を広めるとともに、効果的に回る仕組みを作るために努力していく役割があると思います。第1世代の人間として、頑張っていきたいですね。

本ダイアログの全内容は、PDFファイルと動画ファイルにして当グループのウェブサイトに掲載しています。

<http://smth.jp/csr/index.html>

Materiality 2

社会適合性を 向上させる CSR活動

当グループが事業活動を行う上で考慮しなければならないのは、ガバナンス・コンプライアンス体制、リスク管理体制の機能が低下することで当グループが信用を失うだけでなく、経済全体にマイナスの影響を与えかねないということです。また、社員をはじめ当グループのステークホルダーに関わる人権問題、事業活動による環境負荷などにも留意しなければなりません。当グループは、事業運営に必要なすべての活動を行う上で発生する可能性があり、同時に社会的価値を毀損させかねない問題を防ぐために、事業活動を社会と適合させることを基本的な考え方としています。この基本的な考え方にに基づき、当グループはさまざまな活動に取り組んでいます。

共通価値の創造

当グループの事業活動の中で、最も社会との適合性を求められるものは金融機能そのものです。当グループは、この金融機能を安心・安全なものにするために、ガバナンス・コンプライアンス、リスク管理の高度化に努めています。また、「人権尊重」の企業風土を醸成することを重視し、人権が尊重される公正な社会の実現に貢献したいと考えています。事業活動の「環境負荷の低減」にも注力しており、事業活動における省エネや廃棄物削減を通じ、気候変動問題や資源循環問題にも取り組んでいます。これらの取り組みは当グループの体質を強化し、長期的には経済的価値の向上に寄与します。



対顧客活動

営業活動

販促活動

提案書作成

顧客サポート

苦情処理

三井住友トラスト・グループの事業活動

社内活動

ガバナンス・
コンプライアンス

リスク管理

CS活動

人材マネジメント

CO₂削減等
環境配慮活動金融セミナー
実施

コーポレートガバナンス・内部統制など

当グループは、銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業を融合した本邦最大かつ最高のステイタスを誇る信託銀行グループとしてふさわしい経営管理体制を構築し、経営の透明性・健全性の確保とともに、環境変化に柔軟に対応できる意思決定の迅速化を図っています。

コーポレートガバナンス体制の概要

(1) グループにおける持株会社の役割と機能

当グループでは、中央三井信託銀行、中央三井アセット信託銀行、住友信託銀行の各銀行子会社、および中央三井アセットマネジメント株式会社と中央三井キャピタル株式会社の各運用子会社が、それぞれの業務執行を単独で完結できる経営管理体制を有しており、三井住友トラスト・ホールディングス(以下、SMTH)は業務執行管理型の持株会社として、以下の各機能を担っています。

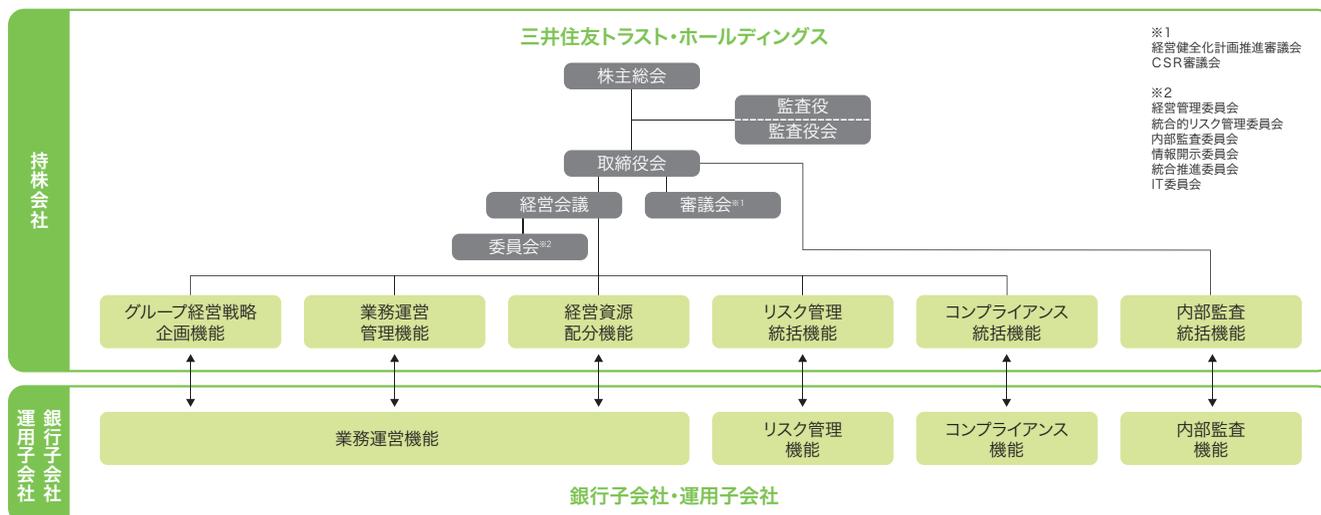
- グループ経営戦略企画機能
- 経営資源配分機能
- 業務運営管理機能
- リスク管理統括機能
- コンプライアンス統括機能
- 内部監査統括機能

(2) 業務執行・監督体制

当グループでは、銀行子会社にSMTHとの兼任取締役を配置し、効果的なグループ経営戦略の遂行を図る一方、SMTHの専任取締役が内部監査機能を統括することで、子会社各社への牽制機能を確保しています。また、SMTH取締役の任期を1年とし、経営責任を明確化しています。併せて、銀行子会社にSMTHとの兼任監査役を配置して子会社各社の経営を監査するとともに、持株会社のSMTHに対しても監査機能が働く体制としています。なお、監査役のうち過半数を社外監査役とし、監査機能の独立性を確保しています。

取締役会の下には、社長を議長とする経営会議を設置し、取締役会で決定した方針に基づき、業務執行上の重要事項の協議等を行っています。また、経営会議と同列の機関として、「経営健全化計画推進審議会」「CSR審議会」を設置しているほか、「経営管理委員会」等各種委員会を設置しています。

ガバナンス体制図



(3) 内部統制

SMTHは、①業務の有効性および効率性、②財務報告の信頼性、③事業活動に関わる法令等の遵守、④資産の保全、という4つの目的を達成するため、取締役会において「内部統制基本方針」を定め、内部統制システムを整備・運用しています。

内部統制システム構築の基本方針



(4) 監査

①監査体制

SMTHは、監査役制度を採用し、常勤の監査役2名および非常勤の監査役4名(社外監査役)の合計6名の監査役により監査役会を構成しています。常勤の監査役は監査役会や連絡会等の場で、経営会議等の重要会議の議案やSMTHおよび子会社の調査の内容、その他日常の監査活動で収集した監査情報を非常勤の監査役に報告し、情報の共有化に努めています。非常勤の監査役は法律や企業経営などの多角的な視点での監査を実施し、取締役会や監査役会などで積極的に意見を述べています。

②内部監査

SMTHは、業務執行部門から独立した内部監査部門を設置しています。内部監査部門は、各業務執行部門などに対して監査を実施し、改善すべき点の指摘・提言等を行い、その結果等および内部監査計画の進捗状況・達成状況を適時・適切に取締役会に報告しています。

情報開示統制

当グループは、企業情報の適正かつ公正な開示により、経営の透明性を確保していくことを全役員・社員の遵守基準に掲げ、関連法令および諸規則などに則った開示を行うための内部統制態勢を整備しています。この基本的な考え方にに基づき、情報開示のあり方を社内外に周知し、適切な運営を図っていくために「ディスクロージャーポリシー」を制定しています。

役員の報酬などの内容

持株会社の役員の基本報酬(2010年4月1日～2011年3月31日)については、株主総会で承認された役員報酬総額の上限の範囲内で、取締役は取締役会の決議により、監査役は監査役の協議により決定しています。

役員に対する報酬

(当事業年度 2010年4月1日～2011年3月31日)

区分	支給人数	報酬等 (百万円)
取締役	9名	130
監査役	5名	35
計	14名	166

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。
 2. 報酬等の額には、当事業年度の取締役に対する役員退職慰労引当金繰入額34百万円および監査役に対する役員退職慰労引当金繰入額6百万円が含まれています。
 3. 株主総会で定められた報酬限度額は、取締役は月額30百万円、監査役は月額9百万円であります。
 4. 上記には、当事業年度中に退任した取締役3名を含んでいます。
 5. 上記には、各役員が兼任する銀行子会社等の報酬は含まれていません。

コンプライアンス

当グループは、法令等遵守(コンプライアンス)の徹底を経営上の最重要課題としています。コンプライアンスとは、法令・市場ルール・社内規程類等のルールはもとより広く社会規範を遵守することをいいます。

当グループでは、全役員・社員が法令等を遵守し、誠実・公正な企業活動を遂行できるよう、チェック体制・推進体制を整備し、課題や問題点などに対して自己規律に基づいた適切な対処を実施していくための取り組みを進めています。

1 主要な方針と規程

当グループでは、行動規範(バリュー)のほか、持株会社や銀行子会社等でコンプライアンスに関する内部規程を定めています。

三井住友トラスト・グループの行動規範(バリュー)

グループの経営理念(ミッション)実践のための6つの行動規範(バリュー)において、法令等の厳格な遵守、反社会的勢力への毅然とした対応等を定めています。

コンプライアンス規程

コンプライアンス規程では、コンプライアンスに関する基本方針、役員・社員の遵守基準、組織体制を定めています。

コンプライアンス・マニュアル

コンプライアンス・マニュアルでは、役員・社員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見したときの対処方法等を具体的に示しています。

2 グループのコンプライアンス体制

当グループでは、グループ全体のコンプライアンス体制

を統括することを持株会社の最も重要な機能の一つと位置付け、持株会社に「コンプライアンス統括部」を設置し、コンプライアンスに関する基本方針の策定や管理・運営状況のモニタリングを行っています。また、同部長を統括部署管理者として、態勢に必要な規程類整備、施策・指導等の実施、課題等への対処、研修体制充実等を通じ、当グループのコンプライアンス全体の統括に当たっています。

3 モニタリングと違反行為への対応

当グループでは、コンプライアンスに係る諸施策の具体的な実践計画について、毎年度「コンプライアンス・プログラム」を策定し、定期的に進捗状況の把握評価を行っています。

銀行子会社・その他子会社においては、持株会社が定めたコンプライアンスに関する基本方針に基づき、それぞれの業務特性に応じた適切なコンプライアンス体制を整備しています。

なお、法令違反行為等が発生した場合に迅速かつ適切に対応するため、職制に基づく報告制度とは別に、全役員・社員がコンプライアンス統括部や外部の弁護士事務所に直接通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設けています。同制度では、通報者保護のため、情報管理やプライバシー保護を徹底し、また、適正な通報である限り、通報者の不利益な取り扱いを厳禁しています。

4 取り組みの概要

(1) マネー・ロンダリング*等防止態勢

犯罪者やテロリストは巧妙な方法で身元を偽ります。本人確認はこのような身元の隠蔽を防止し、金融サービスの不正利用を水際で食い止めるものです。また彼らは、不正取引を通常の取引と装います。その検出のため「疑わしい取引の届出」制度が用意されています。

当グループでは、本人確認や疑わしい取引の届出等の対策を的確に実施するため、各種の態勢を整えています。例えば銀行子会社の営業店や所管本部社員に所定の研修を実施しており、社員の知識の継続的な維持向上を図っています。

*マネー・ロンダリング(資金洗浄)とは、麻薬密売などの犯罪収益を金融機関口座や金融商品間で転々とさせ、不正な資金の出所を隠すことをいう。テロリストや振り込み詐欺犯人等も、金融機関口座等の不正利用を行う。金融機関は、このような金融サービスの不正利用を防止する必要がある、これをマネー・ロンダリング等防止対策と総称している。

(2) インサイダー取引防止

インサイダー取引は、内部者が公表されていない情報等を利用して行う取引であり、一般投資家に不測の損害を与え証券市場への信頼を損なうものです。インサイダー取引の防止のため三井住友トラスト・ホールディングスや銀行子会社等では情報管理や自己売買等についてのルールを整備し、全役員・社員に対して毎年の研修等で周知を図っているほか、毎年全役員・社員より誓約書の提出を義務付け、社内ルールを遵守し、インサイダー取引等の不正取引を行わないよう徹底しています。

(3) 反社会的勢力への対応

反社会的勢力とは暴力団や暴力団員のみでなく、これらに関係する個人や企業等、市民生活の秩序や安全に脅威を与える者・集団を指します。反社会的勢力の不当介入を許すことは、当グループの社会的信用を毀損します。また、反社会的勢力への毅然とした対応は、健全な経済・社会の発展

のための企業の社会的責務であり、犯罪対策閣僚会議指針等による国家的な要請となっています。当グループでは、行動規範(バリュー)等において、反社会的勢力に対する毅然とした対応を貫くことを定めて社内外に宣言しており、反社会的勢力との取引防止のため、各種取引における調査やシステムチェック等の体制を構築しています。また、融資や受信等の各種取引に暴力団排除条項を導入しています。これは、反社会的勢力に取引を躊躇させ、また取引開始後に反社会的勢力と判明したときに取引を解消させる契約上の根拠付けとなるものです。

金融円滑化に関する基本方針と体制

当グループでは、銀行子会社にて「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」を踏まえ、「金融円滑化に関する基本方針」を制定し、体制整備を行っています。

基本方針

お客さまからの新規借入や条件変更などの申し込みには、個別事情をきめ細かく把握し、適切な審査を実施し、必要に応じ他の金融機関などと緊密な連携の上、迅速な検討・回答に努め、ご相談・苦情等にも適切に対応します。やむを得ずお断りする場合は、お客さまにご理解・ご納得をいただけるよう、具体的かつ丁寧な説明を行います。

体制

基本方針に基づく適切な管理運営のため、銀行子会社において金融円滑化管理担当役員を任命し、各種規程等の企画立案や、営業店などへの周知徹底を行っています。

1 基本的な取り組み方針

従来よりも複雑な仕組みや特徴を持つ金融商品が増加する中、金融機関には、その商品の仕組みやリスクなどをお客さまに適切かつ十分にご説明し、ご理解いただくことが強く求められています。また、お客さまからの苦情や要望などに対する適切な対応や、顧客情報の適切な管理の重要性も一層高まっています。

こうした中、当グループは顧客保護等を経営上の最重要課題の一つと位置付け、当グループに対するお客さまの期待と信頼に応えるため、グループ各社の顧客保護および利便の向上に向けた基本方針を「顧客保護等管理規程」において定めています。

また、これらを遵守し、誠実かつ公正な企業活動が遂行できるよう、チェック体制・推進体制を整備しています。これらの整備を通じて、課題や問題点などに対して自己規律に基づき適切に対処できるよう各種取り組みを進めています。

銀行子会社・その他子会社においては、持株会社が定めた基本方針に基づき、それぞれの業務特性に応じた適切な顧客保護等管理体制を整備しています。

2 取り組みの概要

(1) お客さまへの適切な情報提供

当グループでは、お客さまに対する金融商品・サービスの提供に当たり、お客さまの知識、経験、財産の状況および取引を行う目的を踏まえ、お客さまの理解と納得が得られるよう適切かつ十分な説明を行っています。

当グループでは、銀行子会社等において、金融商品の勧誘や販売に関する方針を店頭やホームページで公表しているほか、適合性原則*の徹底や適切な情報提供などを定めた顧客説明マニュアルの作成による社内規則の整備、さらに研修の充実などを通じて、お客さまの立場に立った適正な金融商品の勧誘・販売を徹底しています。

*顧客の知識、経験、財産の状況、金融商品取引契約を締結する目的に照らして、不適当な勧誘を行ってはならないという規制。

(2) 顧客情報管理

お客さまの情報を適切に管理し、グループ内でお客さまの情報を共同利用する場合には、個人情報保護に関する法律、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他関連法令等に従い、適切に対応するようにしています。

(3) 顧客サポート等管理

お客さまからの相談・苦情等に対して誠実かつ迅速に対応し、可能な限りお客さまの理解と納得を得て解決することを目指すとともに、発生原因の把握・分析を行い、お客さまの利便性向上のため、業務改善に向けた取り組みを行っています。

(4) 外部委託管理

業務の外部委託を行う場合には、業務遂行の的確性とともにお客さま情報の適切な管理等お客さま対応の適切性が確保されるよう、外部委託先の選定・モニタリング等、適切な管理を行っています。

(5) 利益相反*管理の取り組み

当グループは、その行う取引に伴って、お客さまの利益を不当に害することのないよう、法令等および当グループの利益相反管理関連の規程類等に従い、適切に業務を管理・遂行し、お客さまや社会からの一層の信頼確立を図っています。

適切に利益相反管理を行うため、営業部門から独立した利益相反管理統括部署および統括者を設置し、当グループ全体において利益相反管理を的確に実施するための態勢を整備しています。

統括部署および統括者は、当グループの利益相反管理の有効性について定期的に検証を行い継続的に改善を図っています。また、定期的に研修・教育を行い、周知・徹底を図っています。

*「利益相反」とは、当グループとお客さまとの間で利益が相反する状況、または当グループのお客さま相互間で利益が相反する状況をいう。

(6) 金融円滑化への取り組み

45頁をご参照ください。

お客さま満足 (CS) 向上への取り組み

業態にかかわらず、お客さまからの信頼は企業活動の基盤となるものです。

当グループは、お客さまの声に真摯に耳を傾け、商品・サービスの改善に取り組むことなどを通じて、お客さまに信頼していただける存在であり続けたいと考えています。

1 基本的な取り組み方針

当グループは、役員・社員が遵守すべき行動規範(バリュー)の一つに、「お客さま本位の徹底一信義誠実一」を掲げ、最善至高の信義誠実と信用を重んじ確実を旨とする精神をもって、お客さまの安心と満足のために行動していくことを定めています。

2 取り組みの概要

(1) お客さまの声を反映する仕組み

当グループでは、全国の店舗やテレホンセンター、ホームページに寄せられる「お客さまの声」のほか、各店舗に備え置いている「お客さまの声」はがきや郵送によるアンケート調査により、多くのお客さまのご意見・ご要望を頂戴しています。

お客さまからいただいたご意見・ご要望は、調査・分析の上、より良い商品・サービスの提供へつなげています。



改善事例

待ち時間表示の改善

お客さまの声

窓口でどのくらいの時間を待つのか分かりにくい。

改善内容

待ち人数を表示するシステムを導入し、お客さまが待つかどうかのご判断をしやすい店舗環境の整備を推進しています。また、各営業店では、それぞれの店舗環境に応じ、混雑予想カレンダーの掲示や、待ち時間案内サービスなどの取り組みを行っています。

「誘導用点字ブロック」の設置

お客さまの声

目の不自由な者でもATMコーナーにたどり着けるよう、店舗に点字ブロックを設置してほしい。

改善内容

お声をいただいた取引店舗において、ATMコーナーまでの「誘導用点字ブロック」を敷設しました。また、いただいたお声も踏まえ、全国の店舗においてご利用いただきやすい環境を整備することを目指し、随時「誘導用点字ブロック」の設置を推進しています。

(2) 社員のCS意識向上のための取り組み

当グループでは、社員一人一人が日頃からお客さま本位のサービスを実践できるよう、教育・研修に注力しています。

主な教育・研修内容

①CS講演会の開催

テーマパークや航空会社など、異業種の方を講師として

お迎えし、社員向けの勉強会を実施するなど、サービス・接遇の質の向上に取り組んでいます。



②新入社員研修

あいさつの仕方や名刺の渡し方といった一般のビジネスマナーにとどまらず、お客さまの立場に立った対応とはどういう



ことか、といったことを題材にディスカッションを行い、お客さまにご満足いただける対応を自然に身に付けられるよう、意識付けに取り組んでいます。

③接客対応ロールプレイング等の実施



社員をお客さまと見立てた接客対応のロールプレイングを実施し、社員が相互に評価するほか、その様子をビデオ撮影

し自らがチェックを行うことにより、一人一人の対応スキルの向上を図っています。



「疑似体験セミナー」の受講を勧めています。

④CSに関する情報の共有

各営業店におけるCS活動の好事例や、お客さまからいただいたお褒めの言葉などを、イントラネットを通じて情報共有し、社員のCS意識向上を図っています。

(3) バリアフリー・ご利用いただきやすい店舗環境の整備

当グループでは、どなたにも安心してご利用いただける店舗環境を目指し、ハード・ソフトの両面におけるさまざまな取り組みを実施しています。



例えば、目が不自由なお客さまにも円滑なお取引いただけるよう、「視覚障がい者対応ATM」や「誘導用点字ブ

ロック」の設置・導入を進めるとともに、預金や借り入れなどに関する代筆・代読に対応した社内手続きを定めています。

また、聴力が弱く、耳が聞こえづらいお客さまや話し言葉・文字によるコミュニケーションに不安のあるお客さまにも気軽にご利用いただけるよう、全営業店に「耳マーク表示板」「補助犬同伴ステッカー」を掲出し、「筆談ボード」「助聴器」「コミュニケーションボード」の設置を進めています。



リスク管理

東日本大震災とその後の原発問題、欧州の財政赤字問題、中東情勢の緊迫化など、金融市場にも影響を及ぼす新たなリスクの顕在化に対する備えが必要となっており、従来にも増して、リスク管理の高度化および予防的な対応の強化に取り組んでいます。

基本方針と取り組みの概要

(1) 基本方針

当グループは、業務特性と環境変化に対応したリスク管理態勢の構築を経営の最重要課題と位置付け、事業展開と持続的成長を支える強固な経営基盤としてのリスク管理の高度化を推進しています。

2011年度においては、外部環境の変化と経営統合に伴うリスク構造の変化に機動的かつ的確に対処していくとともに、実践的かつ効率的なリスク管理態勢の整備に取り組んでいます。

(2) 取り組みの概要

① リスクの種類

三井住友トラスト・ホールディングス(以下、SMTH)では、グループ全体が経営上抱えるリスクの要因別に、「信用リスク」「市場リスク」「資金繰りリスク」「オペレーショナル・リスク」「その他のリスク」に区分し、リスク特性に合った管理を行っています。

② リスク管理の方法

SMTHは、グループ全体のリスク管理の統括部署を設置し、リスクの状況をモニタリングするとともに、銀行子会社、運用子会社等に対して適切な監督・指導を行っています。また、リスクの特定からコントロールおよび削減に至る一連の活動が適切に実行できる体制を整え、毎年度、リスク管理の方針・計画を策定しています。

リスク・カテゴリー

リスク・カテゴリー	定義
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、当グループが損失を被るリスクをいう。このうち、特に、海外向け信用供与について、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等により当グループが損失を被るリスクを、コントリビューリスクという。
市場リスク	金利、有価証券等の価格、為替等のさまざまな市場のリスク要因の変動により、保有する資産・負債(オフバランスを含む)の価値が変動し当グループが損失を被るリスク。このうち、特に、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより当グループが損失を被るリスクを、市場流動性リスクという。
資金繰りリスク	必要な資金が確保できず資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされることにより当グループが損失を被るリスク。
オペレーショナル・リスク(略称「オペリスク」) (下の階層のリスクは「リスクサブカテゴリー」)	業務の過程、役員・社員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により当グループが損失を被るリスク。
事務リスク	役員・社員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当グループが損失を被るリスク。
情報セキュリティリスク	情報管理(顧客情報管理を含む)の不適切な管理等に起因し、情報の機密性が損なわれる等によって当グループが損失を被るリスク。
システムリスク	コンピュータシステムのダウン・誤作動・不備・不正使用等により当グループが損失を被るリスク。
法務・コンプライアンスリスク	取引の法律関係が確定的でないことにより当グループが損失を被るリスク、および法令等の遵守状況が十分でないことにより当グループが損失を被るリスク。
人的リスク	人事運営上の不公平・不公正、ハラスメント等の問題により当グループが損失を被るリスク。
有形資産リスク	災害、戦争、犯罪、資産管理の瑕疵等による有形資産(動産・不動産・設備・備品等)の毀損・損害等により、当グループが損失を被るリスク。
その他のリスク	信用リスク・市場リスク・流動性リスク・オペリスク以外で当グループが損失を被るリスク。風評リスク等を含む。
風評リスク	マスコミ報道、風評・風説等によりSMTHおよび子会社等の評判が悪化し、経営に大きな影響を及ぼす(可能性のある)ことにより当グループが損失を被るリスク。

(3) リスク管理体制

リスク管理に係る経営機構および主要部署の役割・責任は次のとおりです。

①取締役会

当グループの経営方針、戦略目標を踏まえたリスク管理方針の策定、適切なリスク管理態勢整備の統括およびリスク管理方針周知のための適切な方策を講じます。

②取締役、担当役員

リスク管理の重要性を十分認識し、適正なリスク管理態勢の整備・確立に向けて方針や具体的な方策を検討します。

③リスク管理部署

リスクの特定、評価、モニタリング、コントロールおよび削減の一連の活動を通じ、リスクの状況を的確に把握し、リスクに対して適切な管理・運営を行います。

④内部監査部署

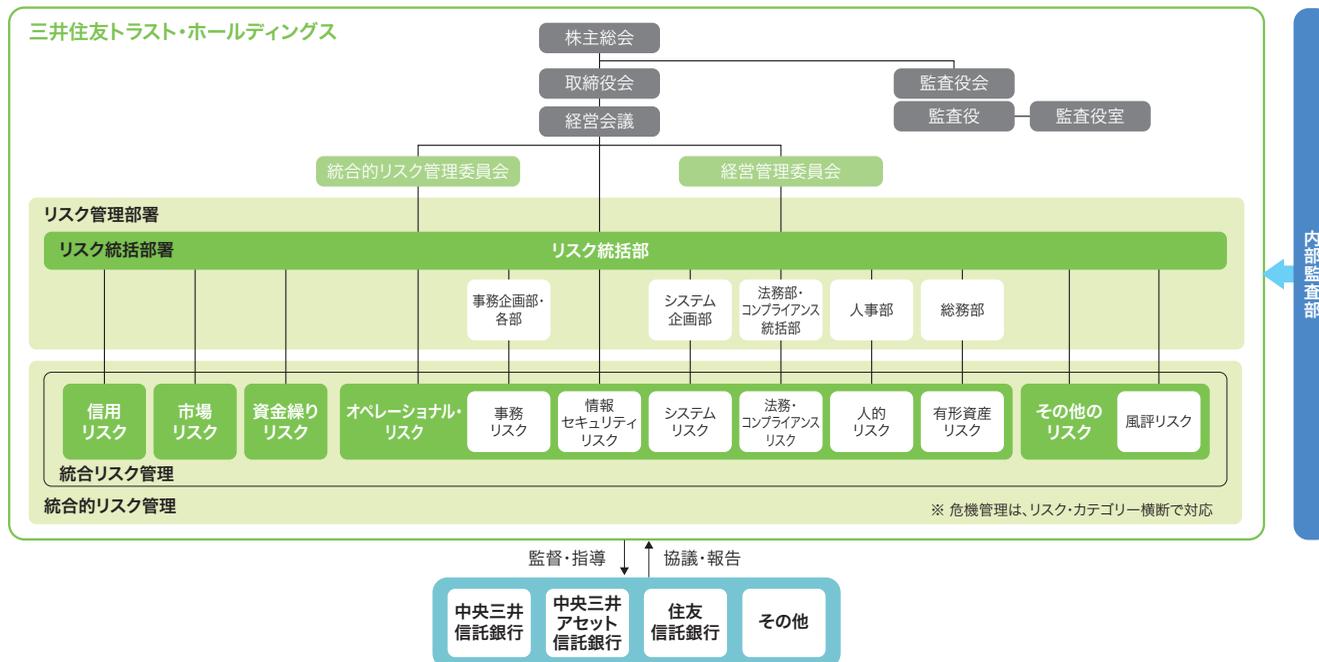
業務執行に係る部署から独立した立場でリスク管理態勢の適切性・有効性を検証します。

(4) 統合的リスク管理と統合リスク管理

SMTHは、当グループに所在する各種リスクを統括し、リスクの波及等、各社単独では捕捉できないグループ体制特有のリスクを総合的にとらえ、経営体力と比較・対照することによってリスク管理を行っています(統合的リスク管理)。

また、SMTHは統合的リスク管理における管理対象リスクのうち、VaR*等の統一的尺度で計量可能なリスクを合算して、当グループの経営体力と対比することにより管理しています(統合リスク管理)。統合リスク管理においては、資本の充分性と効率性確保の両立を目指し、経営体力の範囲で配賦されたリスク資本に基づくリスク限度枠を遵守するとともに、リスク資本対比の収益の極大化を追求しています。

* Value at Risk：リスク計測指標。一定の期間内(保有期間)に、一定の確率(信頼区間)で、被りうる最大損失額。SMTHでは信頼区間片側99%による計測を行っている。



金融機関にとって人材は最大の財産です。当グループでは、一人一人の個性が尊重され、年齢や性別、国籍などを理由に差別的な扱いをされないように人権啓発に取り組むとともに、人材育成プログラムの充実、適切なワーク・ライフ・バランスを可能にする職場環境づくりなどを通じて、当グループの成長だけでなく、社会の持続的発展に貢献できる人材を育成しています。

1 人権啓発への取り組み

(1) 人権啓発推進活動

当グループは、人事担当役員を委員長とする「人権啓発推進委員会」を中心に、人権問題に関する各種研修や啓発活動を実施しています。

2011年度は、次のような人権啓発推進活動を実施しました。

(例)三井住友トラスト・ホールディングス 人権啓発推進委員会

委員長	人事担当役員
副委員長	人事部長
推進委員	各部のコンプライアンス担当者
事務局	人事部

①新入社員研修における取り組み

新入社員に対し、企業と人権の関わりをテーマとした研修を実施し、同和問題や在日外国人問題などの個別課題に関する共通意識の醸成に努めました。

②人権週間における取り組みなど

人権週間には、社内で「人権啓発標語」を募集し、表彰を行っています。また、当グループは、行政などにおける各種事業に参加するなどして、社員の人権意識の維持・向上を図るさまざまな取り組みを行っています。

当グループは、これらの活動を通じて、社員一人一人が個性を尊重し合い、人権尊重の考え方を職務遂行上のよ

り所にする企業風土の醸成に努めています。

(2) セクシュアルハラスメントおよび パワーハラスメントの防止活動

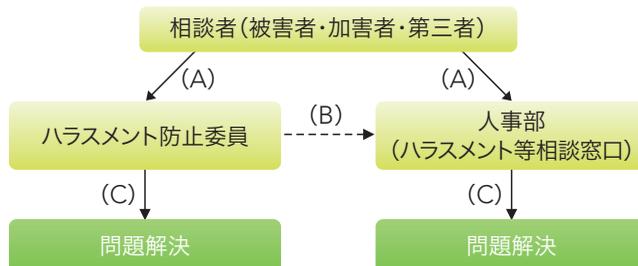
セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントといったハラスメント等の行為は、個人の人格および人権を傷つける行為であり、厳禁としています。

特に、セクシュアルハラスメントについては、職場内において厳格に禁じています。

万一、ハラスメントが発生した場合は、行為の具体的態様、当事者同士の関係、被害者の対応を総合的に判断した上、ハラスメントを発生させた行為者に対して、懲戒などの厳正な処分を行っています。

また、職場内研修をはじめ、新人研修や各種階層別研修においてもハラスメントを取り上げて啓発活動を継続的に実施し、全社員に周知・啓発を行っています。

ハラスメントに関する相談・苦情受付、事後処理体制



(A) 相談・苦情申し出は各部・営業店のハラスメント防止委員または人事部「ハラスメント等相談窓口」等で行う。

(B) ハラスメント防止委員は必要に応じて人事部「ハラスメント等相談窓口」へ相談し、アドバイスや対応を依頼する。

(C) ハラスメント防止委員・人事部「ハラスメント等相談窓口」は相談者の相談内容を理解し、必要に応じて加害者とされる者や関係者へのヒアリングなどにより事態を的確に把握し、アドバイスなどにより事態の解消を図る。

ハラスメント等相談窓口

ハラスメントについては、相談や苦情受付、事後の対応の窓口として、人事部に「ハラスメント等相談窓口」を設置しています。ハラスメントについての相談は、各部・営業店のハラスメント防止委員に対して行うことができますが、社員それぞれが所属にとらわれず直接、人事部の「ハラスメント等相談窓口」に申し出を行うことができる枠組みも整備しています。

2 社員のキャリア形成を支援する仕組み

(1) 募集・採用

採用ホームページでは、当グループの人事制度の特徴をはじめ、「信託」の仕組みや意義、各事業の業務内容を分かりやすく説明しているほか、社員のインタビューを掲載するなど、当グループで働く人たちの等身大の姿に多く触れられるように工夫を凝らしています。

2011年の新卒採用活動では、ホームページを活用してエントリーした人数が5万3千人を超えるなど、年々エントリー数は増加しています。

	2009年度	2010年度	2011年度
新卒採用者数*	537人	434人	314人
男性	204人	176人	122人
女性	333人	258人	192人

* 中央三井信託銀行、中央三井アセット信託銀行、住友信託銀行の合算

(2) キャリア形成を支える人事制度と人事運営

2012年4月に発足する予定の三井住友信託銀行では、社員のキャリア形成を推進する「コース制」を導入していく予定です。

コースは、転居転勤の有無や、対象とする業務などによってGコース・Rコース・Aコースの3つを設定します。

また、各コース社員を業務能力レベルに応じて4つの職群にランクする全コース共通の枠組みを設け、年齢や性別に左右されない人事運営を推進することを設定しています。

(3) 業務公募制度

社員自身による主体的・自律的なキャリア形成を推進するために、公募制度を設けています。これは、希望者が人事部に直接応募し、選考を通過すれば実際にその業務・事業の部署に異動できる制度となっています。

(4) 本人参加型の人材評価制度

当グループにおける人材評価制度は、「本人参加型」としており、期初に上司とすり合わせて策定した課題の達成状況の評定とフィードバックを通じ、人材を評価しています。

3 社員の能力向上の取り組み

(1) 各階層に応じた研修の実施

当グループの人材育成・能力開発は、OJT*をその基本としていますが、併せて業務スキルやマネジメント能力などの向上を目的とした集合研修や、自己研鑽を促すための自己啓発についても数多くの選択肢を整備しています。例えば、若手・中堅層向けに、各々の役割期待に応じてステップアップを期待する研修などを実施しています。

* On-the-Job-Trainingの略：職場内での上司・先輩が、部下に日常の仕事を通じて、必要な知識・技能・仕事への取り組みなどを教育すること。

(2) 豊富なカリキュラムを擁する社内講座

社内講座では、多くのカリキュラムを提供しており、そのほかにも各種ビジネススキルを習得するための研修など、数多くの学習の機会を社員に提供しています。加えて、自己啓発については、各種社外資格取得や英語力アップなどを通じて基礎力を高めることで、業務の幅を広げていくよう指導しています。

(3) CSRを推進する人材の育成

新入社員研修のカリキュラムにCSRを組み込んでおり、当グループのCSRの基本的な考え方や、取り組みの意義などについて講義を行っています。

4 働きやすい職場環境づくりの推進

(1) ワーク・ライフ・バランス実現のための取り組み

当グループでは、社員が安心して働き、仕事と家庭の両立ができる職場環境づくりにも積極的に取り組んでいます。具体的には、出産・育児については、子どもが2歳になるまで取得可能な育児休業に加え、父親の育児休業、年間10日まで(対象となる子が2人以上の場合)の子どもの看護休暇制度、短時間勤務制度、所定外労働・深夜勤務の免除など、安心して子育てができる環境を整えています。また、介護については、年間10日まで(対象家族が2人以上の場合)の介護休暇制度、最長1年間の介護休業制度や短時間勤務制度を設けています。

このほか、家族の絆・コミュニケーションを深めることや、「社会で働く」ということについて家族で考えるきっかけとすることなどを目的として、社員の家族を対象とした参観日を実施しました。

また、当グループは、「次世代育成支援対策推進法」第13条に基づく行動計画の目標達成などにより「基準適合一般事業主」に認定され、「子育てサポート認定事業主マーク」(愛称「くるみんマーク」)を取得しています。



(2) 労働環境の改善に向けて

当グループでは、労働環境の改善に向けたさまざまな取り組みを行っています。具体的には、業務効率化と時間管理の徹底による時間外労働の削減を進めています。また、長期休暇の取得促進、早帰り月間・定時退社週間などを実施し、総労働時間の縮減に努めています。

(3) 社員の健康管理

当グループでは、社員の健康管理と健康増進を図るため、各事業所に産業医・衛生管理者(衛生推進者)を設置し、きめ細かい健康管理指導を行っています。また、年1回の定期健康診断を実施し、社員およびその家族に対しても、健康保険組合を通じて人間ドックなどの受診補助を実施しています。

さらに、企業内診療所などにおいてメンタルカウンセリングタイムを設けているほか、健康保険組合では、電話による無料健康相談なども実施しています。また、管理監督者に対しては、研修などを通じて社員の健康管理の重要性についての認識を高める活動を行っています。

5 多様な人材が働ける職場とするために

(1) 女性の登用と支援

当グループは、「個々人の持てる力を最大限に活かすために、能力に応じた適材適所の配置を進めていく企業」として、管理職登用に関しても能力本位で決定しています。

特に、女性の課長以上の登用を積極的に進めていくにあたり、課長未満の女性社員向けに、主体的なキャリア形成とネットワーク構築を目的とした研修を実施してきました。

今後は、社内外との人材交流や業務遂行上の課題の共有と解決の仕組みとして、女性課長クラスとそれ以下のリーダークラスの、それぞれを対象とした情報交換会を継続的に実施していく予定です。

また、仕事と家庭の両立支援の観点から、出産・育児・介護などのライフイベントに応じた柔軟な働き方を選択しやすい各種制度の整備と職場風土の醸成を進めています。

(2) 障がい者雇用

当グループでは、働くことを希望する障がいのある方々の雇用に取り組んでおり、2011年6月1日時点の障がい者雇用率は、法定雇用率を上回る2.03%となっています。

* 中央三井信託銀行、中央三井アセット信託銀行、住友信託銀行の合算

(3) 高齢者の再雇用

当グループでは、一定の基準に達する定年退職者について、希望に応じ65歳までの雇用機会を提供する再雇用制度を整備しています。

環境負荷低減に向けた取り組み

当グループは、環境マネジメントシステムの枠組みを活用し、日常業務において生じる環境負荷を低減するとともに、業務効率の改善につながる取り組みを推進しています。

■ 環境方針

1. 商品・サービスの提供

私たちは、「地球環境の保全」、「持続可能な社会の実現」に貢献する商品・サービスのお客様への提供を通じ、社会全体の環境リスクの低減・環境価値の向上に取り組めます。

2. 環境負荷の低減

私たちは、事業活動に伴う資源の消費、廃棄物の排出などによる環境への負荷を認識し、省エネルギー、省資源、資源循環の取り組みを通じ、環境保全・持続可能な社会の実現に努めます。

3. 汚染の予防

私たちは、環境に関する対応の継続的な検証と改善に努め、汚染の予防に取り組めます。

4. 法令等遵守

私たちは、環境保全に関連する諸法令・規則及び各種協定を遵守します。

5. モニタリング

私たちは、環境に関する短期、中長期の目標を設定し、定期的に見直しを行い、取り組みの継続的な改善に努めます。

6. 教育・研修

私たちは、グループ各社への本方針の徹底と環境教育に努めます。

7. 情報公開

私たちは、本方針を一般に公開し、社外とのコミュニケーションを通じた環境保全活動の推進に努めます。

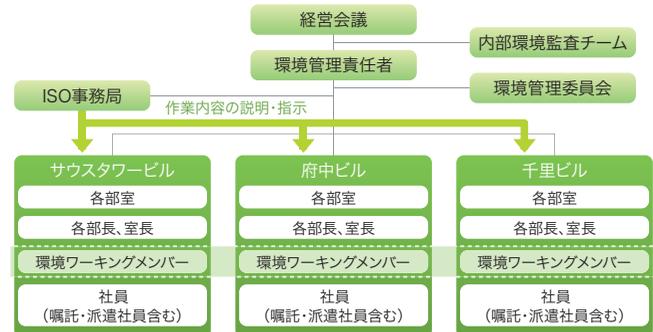
* 気候変動対応行動指針(14頁参照)、生物多様性保全行動指針(22頁参照)は、本環境方針を踏まえた具体的な行動指針として定めています。

1 ISO14001導入による 環境マネジメント体制のさらなる強化

(1) 環境マネジメント体制

当グループでは、2009年3月に、サウスタワービル、府中ビル、千里ビルの3拠点で、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得しました。本業の業務プロセスと環境マネジメントを連動させ、環境への取り組みを経営戦略に取り込むことによって、より実効性の高い取り組みを推進しています。

環境マネジメント体制



※ 住友信託銀行の体制。2012年4月の銀行子会社統合後も同様の体制を構築する予定。

(2) 環境マネジメントシステムの運用状況

当グループでは、社員による内部監査員に外部監査員(NKSJリスクマネジメント株式会社)を加えた監査チームによって、環境マネジメントシステムが有効かつ効率的に運用されているかを内部監査で検証しています。その結果を経営層に報告し、さらなる改善に役立てています。

2011年7月に行われた監査では、CSR関連の商品開発・普及を推進し、環境経営と収益性の両立を図っている点などが評価されました。

今後は、これらの活動を当グループ全体に広げ、着実に改善策を実践していきます。

2 事業活動と環境負荷

(1) 主な活動項目と目標

当グループは、環境方針において事業活動に伴う資源の消費、廃棄物の排出などによる環境への負荷を認識し、省エネルギーや省資源、資源循環の取り組みを通じて環境保全・持続可能な社会の実現に努めていくことを明示しています。ISO14001の認証を取得した3拠点では、環境目標を設定し、定期的な見直しを行うことで取り組みの継続的な改善を実施しています。

主な活動項目と目標値

活動項目	目標値	
	2010年度 *1	2011年度 *2
紙の使用	5%削減	10%削減
電力の使用	2%削減	8%削減
廃棄物の排出	3%削減	10%削減
グリーン調達の実施	90%	91%
環境関連商品の拡販		
オフィスにおける環境配慮活動		

ISO認証取得サイト(サウスタワービル、府中ビル、千里ビル)の目標値
 *1 紙、電力、廃棄物は2008年度比(ただし、府中ビル、千里ビルの電力は2007年度比)
 *2 紙、廃棄物は2008年度比、電力は2010年度比

環境パフォーマンス(国内拠点)

使用量(インプット)	2009年度			2010年度		
	中央三井TH	住友信託	合計	中央三井TH	住友信託	合計
総エネルギー投入量(GJ)	522,071	600,189	1,122,260	527,817	616,514	1,144,331
電力(千kWh)	47,720	51,700	99,420	47,565	52,611	100,176
ガス(千m ³)	690	1,248	1,938	675	1,337	2,012
ガソリン(kℓ) *1	58	616	674	55	619	674
紙投入量(t) *2	432	531	963	377	521	898
うち再生紙(t)	53	332	385	0	338	338
水使用量(m ³)	129,709	71,610	201,319	128,274	71,665	199,939
排出量(アウトプット)	2009年度			2010年度		
	中央三井TH	住友信託	合計	中央三井TH	住友信託	合計
CO ₂ 排出量(t・CO ₂) *3	22,437	25,211	47,648	21,072	25,944	47,016
廃棄物等総排出量(t) *4	1,265	812	2,077	1,158	724	1,882
紙排出量(t) *4	1,009	592	1,601	857	503	1,360
うち再利用量(t)	967	592	1,559	831	503	1,334
(リサイクル率)	96	100	97	97	100	98
その他廃棄物排出量(t) *4	1,189	176	1,365	1,091	170	1,261
うち再利用量(t)	1,000	144	1,144	921	143	1,064
(リサイクル率)	84	82	84	84	84	84

・集計期間:
2009年4月1日～
2011年3月31日

*1 一部の店舗を除く
 *2 コピー用紙、コンピュータ用紙が対象
 *3 排出係数は実排出係数を使用し過年度分も再計算
 *4 主要拠点ビル

外部監査員による指摘事項

指摘事項 (評価できる点)	経営目標(事業目標)の柱の一つに、CSR関連の商品開発・普及の課題を打ち立て、社会情勢を反映した商品メニューも増やし、拡販につなげた。その結果、環境経営と収益性の両立を現出させている。 部門の目標設定において、影響評価基準を下回る有益な取り組み案を切り捨てることなく、個別部門の「自主目標」として設定してもらうように指導しており、各部の自主性を尊重した扱いをしている。 監視、測定項目が多い中、担当者の事務ロードの軽減のためにデータ取りを機械化、システム化して自動作成を推進し、効率化を図っている。 自覚を高めるための一般教育を内容豊富なe-ラーニングで漏れなく実施し、手厚い教育活動を推進している。
改善の機会	教育計画において、内部監査員養成研修が一般教育に位置付けられているが、本教育は、内部監査を担当する特定の者に対する教育なので、通常は特定教育として扱っている。その点に関して、検討してほしい。

(2) 環境パフォーマンス

当グループでは、3R (Reduce、Reuse、Recycle) 活動を推進し、資源のインプット(投入)としての使用量削減とアウトプット(排出)としての環境負荷の削減に努めています。2010年度のCO₂排出量は4万7,016トンとなり、前年度比1.3%の減少となりました。紙の使用量については、用度品やパンフレット類では在庫管理の厳格化を実施するとともに、作成費用や廃棄費用の管理を徹底したこと、また、紙使用量の多い部署に焦点を当てた個別対応などにより、

2010年度は前年度比6.7%減を達成できました。排出量についても前年度比15.1%減となり、リサイクル率は97%から1ポイントアップの98%になりました。電力使用量については、府中ビルにおいて、ESCO (=Energy Service Company)を利用し、熱源システムの更新など抜本的な省エネを実施しましたが、IT部門での要員増やIT機器の増設により、前年度比0.8%増とわずかながら増加しました。水使用量は0.7%減少し、ガソリンは横ばいでした。

今後も、事務局による徹底した推進管理により、部門ごとの活動内容の温度差をなくし、全社一丸となって環境パフォーマンスのさらなる向上に努めます。

3 気候変動対策

(1) 全社的なエネルギーマネジメント

当グループでは、2009年4月の改正省エネ法の施行を機に、包括的なエネルギー管理とCO₂排出量管理を推進するためのシステム(@エナジー)を導入しました。金融機関は一般的に本部、支店の多くがテナントビルに入居しているため、エネルギー使用量の把握が困難でしたが、ビルオーナーなどのご協力も得て、2009年4月からすべての拠点におけるデータを集計しています。



@エナジーによる管理のイメージ

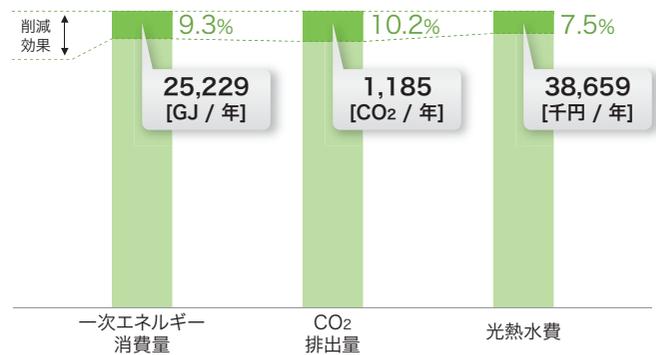
(2) 東京都のCO₂排出総量削減義務化への対応

当グループでは、中央三井信託銀行本店ビル(以下、芝本店ビル)、調布システムセンター、目黒システムセンター、府中ビルの4拠点が削減義務の対象事業所として「特定地球温暖化対策事業所」の指定を受けています。第三者機関による検証の結果、削減のベースラインとなる基準排出量は、芝本店ビルが3,132トン-CO₂、調布システムセンターが4,715トン-CO₂、目黒システムセンターが4,255トン-CO₂、府中ビルが1万1,570トン-CO₂と定められ、2010~2014年度の5年間で、原則8%の削減義務を負うこととなります。

当グループでは、条例に対応するため、調布システムセンターにおける独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(通称NEDO)の支援を受けたBEMS(高効率エネルギー管理システム)の導入や、特に排出量の大きい府中ビルにおけるESCO(高効率熱源システムへの更新、空調機の運転の適正化等)導入などの施策を推進し、CO₂の削減に取り組んでいます。

2002~2010年度の間での削減実績は、芝本店ビルが12.7%、調布システムセンターが29.3%、目黒システムセンターが32.6%と、すでに条例の目標を達成しており、府中ビルにおいても、2014年度までに約12%の削減を実現すべく、ESCOに基づく施策を核とした取り組みを実施しています。

ESCO導入による省エネ効果(府中ビル)



4 三井住友トラスト・グループの節電対策

環境配慮には、通常時でも不要な電力消費を減らす節電対策が欠かせませんが、2011年は、東日本大震災の影響により夏期の電力需給ひっ迫が懸念されたことから、例年以上の節電が必要となりました。これに関連し、東京電力・東北電力管内で電力を大量消費する大口施設は、経済産業省から電気事業法に基づいて使用最大電力を原則15%削減することが求められ、当グループでは、さまざまな取り組みを実施しました。

(1) 大口施設における対応

当グループでは、芝本店ビル、調布システムセンター、目黒システムセンター、明大前センター(本館)、府中ビルが大口施設の対象となりました。

各施設では、空調の設定温度を原則28℃としたほか、共用スペース・事務所内の照明の削減、OA機器の省エネ設定を着実に実行しました。また、施設の特性に応じ、食堂厨房の停止、バックアップ蓄熱槽の空調への転用、機械室空調のエネルギー源変更などの施策を実施し、15%以上の使用最大電力の削減を行いました。

施設	基準電力値 ¹	使用最大電力 ²	削減率
芝本店ビル	1,358kw	757kw	44.3%
調布システムセンター	1,248kw	984kw	21.2%
目黒システムセンター	1,856kw	1,448kw	22.0%
明大前センター(本館)	696kw	528kw	24.1%
府中ビル	4,247kw	3,334kw	21.5%

*1 前年(2010年7月1日～9月9日の期間)における使用最大電力

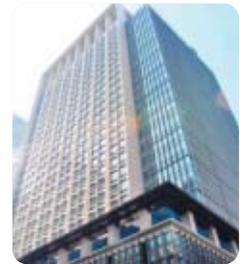
*2 2011年7月1日～9月9日の期間における使用最大電力

(2) その他の施設における対応

当グループでは、東京電力・東北電力管内の大口施設以外の営業店等の施設(テナント入居含む)においても、空調の設定温度の原則28℃設定、ロビー・電飾看板等の照明削減、ATMの省エネモード設定などの施策を実施し、15%以上の使用最大電力削減を実施しました。また、関西電力管内等の地域においても、節電対策を実施しました。

5 新本社社屋ビルにおける環境配慮について

当グループの新本社社屋ビル(東京都千代田区丸の内)は、2012年1月に竣工しました。このビルは、環境に配慮した外装や効率の良い設備の採用でCO₂排出量を削減し、低層部における緑化などにも取り組むことにより、建築環境総合性能評価システム(CASBEE)における最上級のSランクの評価を取得する予定です。また、東京都による「東京の低炭素ビルTOP30」にも選定されています。



また、当ビルに、外装の熱負荷削減を図るために、Low-Eペアガラスの採用や、方位ごとに太陽位置を考慮した水平垂直ルーバー、太陽追尾型の自動角度調整ブラインドなどの最新の設備が配置されています。また、超高効率変圧器や全熱交換器など高効率設備の採用や、空調機ごとの熱量計測によるコントロール、自然エネルギーの利用など、環境共生への取り組みを満載した環境配慮型の最先端ビルとなっています。

また、当ビルに、外装の熱負荷削減を図るために、Low-Eペアガラスの採用や、方位ごとに太陽位置を考慮した水平垂直ルーバー、太陽追尾型の自動角度調整ブラインドなどの最新の設備が配置されています。また、超高効率変圧器や全熱交換器など高効率設備の採用や、空調機ごとの熱量計測によるコントロール、自然エネルギーの利用など、環境共生への取り組みを満載した環境配慮型の最先端ビルとなっています。

6 関連会社での取り組み

エコアクション21の認証取得に向けた取り組み

住信・パナソニックフィナンシャルサービスでは、2011年5月からプロジェクトチームを立ち上げ、エコアクション21の認証取得に向けた取り組みを開始しました。環境マネジメントシステムの構築・運用による電力使用量やごみ排出量の削減などの活動に加え、リース期間の満了した物件の適正処理に努めています。また、環境機器の導入をエコリースで支援するなど、本業での取り組みに注力しています。これらにより、環境格付融資による低利の資金調達や、官公庁におけるグリーン入札への応札などのメリットを積極的に追求します。

Materiality 3

信頼を高め 事業基盤を 堅固にする CSR活動

当グループは、地域の営業拠点を中心にさまざまな社会貢献活動を行っています。こうした活動は、お客さまや地域社会からの信頼や親近感を醸成し、当グループの事業基盤を堅固なものにする上で重要な役割を果たしています。

また、東日本大震災においては、被災された方々の支援や被災地復興の一助として義援金を拠出したほか、支店やグループ会社においても、独自の復興支援活動を行いました。

共通価値の創造

企業が推進する社会貢献のテーマはさまざまですが、当グループは、①環境・生きもの応援活動、②サクセスフル・エイジング支援活動、③地域・社会貢献活動の3つの活動を中心に取り組みを強化しています。こうした取り組みが追求する社会的価値は、当グループの事業とは直接関連性のないものも含まれていますが、地道な活動を続けることでお客さまや地域社会からの信頼を高め、結果的に当グループの事業基盤を堅固にするものと考えています。



“With You”の取り組み—社会貢献活動—

当グループでは、各地の営業拠点を中心にステークホルダーからの信頼を高め、事業基盤を堅固にするためにさまざまな社会貢献活動を展開しています。当グループは、このような取り組みを“With You活動”と呼んで推進しており、ここではその中から、中央三井信託銀行・住友信託銀行の営業拠点における代表的な取り組みを中心にご紹介します。



当グループでは、With You活動として、①環境・生きもの応援活動、②サクセスフル・エイジング支援活動、③地域・社会貢献活動の3つを特に重視していきたいと考えています。各営業拠点では、これらを中心に地域に根ざした活動を行うことで、地域社会に貢献し、地域の皆さまと強固な信頼関係を築いていきたいと考えています。当グループの事業基盤は、海外も含め各地に置かれた営業拠点にあり、こうした社会貢献活動は当グループに対する信頼を高めるとともに、当グループの事業基盤を一層堅固にする役割を担っています。



Materiality 1

ステークホルダーダイアログ

Materiality 2

Materiality 3

環境・生きもの応援活動

ナショナル・トラスト活動を支援



ナショナル・トラスト活動とは、美しい自然や歴史的建造物を、寄付金による買い取りや寄贈・遺贈によって取得し、後世に継承していく世界的な運動です。日本でも多くの団体が活動しており、社団法人日本ナショナル・トラスト協会などが国内での取り組みの取りまとめや普及啓発活動を行っています。

当グループは、日本ナショナル・トラスト協会や財団法人日本生態系協会から専門的なアドバイスを得ながら、社会貢献寄付信託、遺言信託、投資信託によるキャンペーンなど、さまざまな形でナショナル・トラスト活動を支援しています。

その一環として、2010年、投資信託「グリーンバランスファンド」の発売に合わせて3種の貴重な生きものを守る「ナショナル・トラスト応援キャンペーン」を実施しました。このキャンペーンは、鹿児島県奄美大島(アマミノクロウサギ)、長崎県対馬(ツシマヤマネコ)、北海道黒松内町(北限のブナ林)の3カ所の土地を購入し、絶滅が危惧される希少生物の生息地を保護するプログラムを援助したもので、キャンペーン終了後は日本生態系協会に寄付を行いました。

なお、公益財団法人世界自然保護基金ジャパン(WWFジャパン)とも連携した取り組みを行っており、同団体に寄付を行う特別金利キャンペーンを実施しました。キャンペーン期間中は、支店ロビーで生物多様性の保全をテーマとした自然保護に関するパネル展も開催しました。

COP10に関連したイベントへの参画



2010年10月に名古屋で開催された「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」に関連し、同地において、企業や市民向けの事前イベントでの講演やパネル出展、支店主催のセミナーやロビー展などを行いました。また、地元NPO団体が中核メンバーとして参画したCBD市民ネットワークに対しては、COP10準備活動の支援として、支店のセミナールームやロビーコーナーのスペース提供を行いました。

さらに、COP10に関連し、2009年10月には「COP10『1年前イベント』」、2010年5月には「COP10『半年前イベント』」、同年7月には「COP10『100日前イベント』」と、本会議開催までの1年間にわたって、継続して生物多様性に関するイベントが開催され、当グループはそれらを協賛するなど積極的にサポートしました。なかでも、「COP10『半年前イベント』」では、ブースの展示やステージでの取り組み紹介、「COP10『100日前イベント』」では、「企業によるSRI活動」の講演などを通じて、生物多様性に関する情報を積極的に発信しました。

なお、COP10後も、金沢では、2010年12月に石川県立音楽堂で行われた国際生物多様性年クロージングイベントに参加しました。ここでは支店がパネル出展を行って、当グループの生物多様性問題に対する取り組み姿勢や活動内容を紹介しました。

生物多様性のロビー展を開催



お客さまの身近にある自然に興味を持ってもらう生きもの応援活動の一環として、茨木(大阪府)の支店では、生物多様性に関するロビー展「しんたくんの生き

物みっけ! 生物多様性レポート」を実施しました。2010年7月には、茨木市民の命の水である「琵琶湖」にスポットを当て、社員自ら現地へ赴き、生息する生物の写真を撮り、たくさんの写真や絵をロビーに展示しました。さらに、同年8月の「昆虫編」では折り紙を使って、身近に生息する昆虫に潜む秘密を紹介しました。同年9月の「茨木の里山編」では、支店近隣の里山を紹介し、里山の地図や折り紙で作成した生物のモチーフの展示を行いました。

緑豊かな山口で、里山や竹林を整備



緑豊かな山口県でも、過疎化などの影響で、担い手不足により手入れの行き届かない森林があります。防府の支店では、竹林ボランティア防府や防府ロータ

リークラブの皆さまと一緒に、森林・竹林の間伐作業や枝打ち作業に参加し、定期的に里山整備や、竹林整備活動を行っています。この活動を通じて、森や里山の再生に貢献することはもとより、地元の市民や子どもたちとの交流も深めています。2005年にスタートしたこの活動も7年目を迎え、支店の恒例行事としてすっかり定着しました。

「奈良の鹿」生息地エコツアー



奈良の支店では、地元のシンボルである「奈良の鹿」を題材として、人間が他の生物に与えている影響、功罪などを説明することを通じ、生物多様性の重要性を

訴える取り組みを行ってきました。2010年9月には、お客さま25名と一緒に「財団法人奈良の鹿愛護会」主催の生息地フィールドワーク(鹿の生態観察と施設見学)に参加し、自然と鹿の共存や、循環バランス論について学びました。また、支店ロビーでは、奈良の鹿愛護会よりお借りしたパネルを展示するイベントなどを行い、来店されたお客さまに対して広く生物多様性について知っていただきました。

自然公園における在来植物の保護活動



埼玉県にある北本自然観察公園は、「里地里山」の自然環境を残しながら、野生の生きものが暮らしやすいよう整えられた公園です。大宮の支店では、2006

年から、外来植物の駆除作業など公園内の自然の植生を保全する活動にボランティア参加しています。5回目となる2010年は、公園の職員の方から公園内の動植物についてのお話を伺い、日本固有の生態系に影響を及ぼす外来種の樹木を伐採することによって地域の生態系を守りました。これにより、在来植物のコナラやシラカシなどが育成できるスペースを確保しました。

絶滅危惧種の魚の保護啓発活動



八尾(大阪府)の支店では、地域に生息する絶滅危惧種「ニッポンバラタナゴ」をショーウィンドーに設置した水槽内で飼育し、市民に広く保護を呼び掛けています。これがきっかけとなり、現在では、神戸(兵庫県)、仙台(宮城県)、青葉台(神奈川県)の支店、コンサルティングオフィスが、地域の保全団体の協力のもと、それぞれカワバタモロコ、ゼニタナゴ、横浜メダカをロビーで飼育・展示するようになりました。また、ロビーでは、それらの生態のパネル展も開催しています。

身近な行動から省エネ・温暖化対策を



身近なところから省エネ・地球温暖化防止対策を進めていこうという機運が高まっています。札幌の支店では、「みんなで20°C大作戦」と銘打った活動で、冬場に職場だ

けでなく、家庭でも暖房を20°Cに設定することを呼び掛け、社員やその家族のCO₂削減に向けた意識向上を図っています。この活動を通じ、 unnecessaryな照明を消すことなど、当たり前だけどなかなかできないことを習慣化させるだけでなく、そのほかにも省エネ・地球温暖化防止のさまざまな取り組みが活発化しています。室温調整については、相模原(神奈川県)の支店などでも実施しているほか、夏場の省エネ・温暖化対策として、福井や新宿(東京都)の支店などでは、自治体や地域商店街などと協力して、支店周辺などに打ち水をしました。

「家庭菜園セミナー」で地産地消推進



青葉台(神奈川県)のコンサルティングオフィスでは、株式会社サカタのタネに協力を仰ぎ、取引先のお客さまを中心に、最も身近な地産地消ともいえる「家庭菜園」に関するセミナーを開催しました。本セミナーの第一部では、春からの家庭菜園、第二部では、CSR・環境に関するファンドをご紹介しました。定員を上回る方々にご参加いただき、予定時間を30分もオーバーするほど活発な質問が飛び交いました。育苗の専門家から家庭菜園の成功の秘訣を伝授されるなど、セカンドライフとして「家庭菜園」「ガーデニング」などに熱心に取り組んでいらっしゃるお客さまには大変関心の高いセミナーでした。

当グループでは、全国の支店で、プルトップ・書き損じハガキ・切手などの、さまざまなリサイクル活動を推進しています。中でもペットボトルのキャップを集め、売ったお金で発展途上国の子もたちにワクチンを贈る「エコキャップ運動」については、本部ビルや各営業拠点での役員・社員からの回収のほか、店頭への回収ボックス設置などを推進し、お客さまと一体となった活動を展開しています。また、古本や中古CDなどを換金しアジアの子もたちの教育・文化支援活動に充てる「リサイクル・ブック・エイド」についても同様に取り組みを推進しています。

エコキャップ運動などのリサイクル活動の推進



当グループでは、全国の支店で、プルトップ・書き損じハガキ・切手などの、さまざまなリサイクル活動を推進しています。中でもペットボトルのキャップを集め、

売ったお金で発展途上国の子もたちにワクチンを贈る「エコキャップ運動」については、本部ビルや各営業拠点での役員・社員からの回収のほか、店頭への回収ボックス設置などを推進し、お客さまと一体となった活動を展開しています。また、古本や中古CDなどを換金しアジアの子もたちの教育・文化支援活動に充てる「リサイクル・ブック・エイド」についても同様に取り組みを推進しています。

サクセスフル・エイジング支援活動

医療や健康に関するセミナー



高齢社会を迎え「医療」や「健康」についての関心が高まっていることを踏まえ、当グループでは地域の専門機関やNPOなどと共同で、さまざまなお客さま向けセミナーを開催しています。新宿西口(東京都)や梅田(大阪府)の支店ではがんについて医療関係者が講演し、参加者からご好評をいただきました。また、健康習慣やアンチエイジングについても、阪急梅田(大阪府)の支店における「健康増進 すっきり健康体操セミナー」や新宿(東京都)の支店における「実践ハッピーエイジングセミナー」など、多くの支店でセミナーを開催し、「気を付けなければならないことがよく理解できた」などの声を多数いただきました。

AEDの導入と使用研修に向けた活動推進



何かのアクシデントで心臓が停止した人を蘇生する装置AED(自動体外式除細動器)が急速に普及しており、一般市民にもその操作方法の習熟が求められています。名古屋(愛知県)の支店では、市内の中村消防署から講師を招き、「普通救命講習」を実施しました。心臓マッサージなどの救急蘇生法やAEDの使用方法などを中心に、人形を用いて要救護者発見から救急車到着までの一連の流れをロールプレイングにて実習し、講習終了後は、参加者全員が名古屋市消防局消防長発行の「普通救命講習修了証」を受領しました。また、広島でも、支店の1階のエントランスにAEDが設置されたのを契機に外部から講師を招き、AED講習を開催しました。

ピンクリボン運動の推進



当グループは、乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の大切さを伝える「ピンクリボン運動」に取り組んでいます。和歌山の支店では、ロビー展を開催し、小冊子の配布を行ったほか、「ピンクリボン運動 in 和歌山」に協力し、和歌山市内で開催される「和歌浦ベイマラソン with ジャズ」の走者のためのピンクリボンを作りました。また、福岡の支店では、久留米大学病院と提携し、PETがん検診コースを提携料金で受診することができるサービスをご案内しました。このほか、千葉や仙台(宮城県)などではスマイルウオークイベントへの参加、梅田(大阪府)では乳がんセミナーの開催など、各支店においてさまざまな活動を行っています。

介護や成年後見制度に関するセミナー



当グループでは、高齢のお客さまが安心してセカンドライフを送っていただくために、「介護」や「老人ホーム」についてのセミナーやパネル展を実施しています。芦屋(兵庫県)のコンサルティングオフィスでは、施設の違いや費用、サービスなどを説明したセミナーを開催し好評を得ました。また、全国の支店で介護保険制度に関するパネル展も実施しました。中高年層の関心が高まっている成年後見制度については、行政書士を講師に迎えたセミナーを横浜(神奈川県)の支店で開催し、個別相談のご希望を多数いただき好評でした。また、茨木(大阪府)や青葉台(神奈川県)の支店、コンサルティングオフィスでは「お葬式」をテーマとしたセミナーも開催し、「なかなか聞けないお話で良かった」などの声を頂戴しました。

❖ 認知症サポーター養成講座の受講



当グループでは、高齢者に関するお手続きや高齢者を抱えるご家族からのご相談が増加している状況を踏まえ、「認知症サポーター養成講座」の開催や、社員に外部セミナーの受講等を勧めています。千葉の支店では、千葉市役所公認の社団法人から講師を招き、「認知症サポーター養成講座」を開催しました。また、吉祥寺(東京都)や佐賀の支店では、社員が認知症サポーター養成講座に参加し、認知症の正しい理解に努めました。これらを通じ、認知症を患っているお客さまとご家族へのサポート方法や、社員が日常生活の中でもできることなどについて学んでいます。

❖ 年金ロビー展の開催



お客さまが年金制度へのご理解を深められることで、セカンドライフへの認識もより高まります。そこで、豊かに年齢を重ねていく(サクセスフル・エイジング)ことをサポートする試みとして、年金制度の基礎知識に関するロビー展を、各支店で開催しています。大阪の営業本部では、「ねんきん定期便」の見方など年金制度の基礎知識に関するパネルの掲示に加え、冊子・リーフレットをロビーおよび店頭を設置しました。同様のロビー展は、立川(東京都)、岡山などでも行っており、お客さまからはセカンドライフを積極的にサポートするものと好評を得ています。

❖ 「60歳のラブレター」



「60歳のラブレター」は、セカンドライフという人生の節目を迎えた方々に、より充実した生活を送っていただくために、2000年11月22日(いい夫婦の日)から始めた応募企画です。夫婦間のラブレターをはがき1枚に綴って送っていただき、その中から毎年160編を選んで、NHK出版から書籍を刊行しており、印税は、「NHK歳末たすけあい・海外たすけあい」「日本盲導犬協会」に全額寄付しています。これに合わせ明石(兵庫県)の支店では、明石フィルハーモニー管弦楽団の演奏会を兼ねた朗読会を開催したほか、柏(千葉県)のコンサルティングオフィスでは、アニメ「サザエさん」のマスオさんの声役として有名な声優の増岡弘氏を招き、朗読会と群読劇を開催しました。

❖ インドの孤児支援活動をご紹介します



新潟の支店では、新潟県とタイアップし、地元在住の片桐夫妻が退職金を投じて設立したボランティア団体「教育と環境の『爽(さわやか)』企画室」の活動を、店頭ロビーで紹介しています。本団体は、危険と隣り合わせで暮らすインドのストリートチルドレンを守るために、宿泊所、調理施設、農園、職業訓練所、瞑想室、診療所、図書館などの施設を建設し、現在では、州政府の認可を得て学校の建設も進めています。ロビーでは、活動内容に加えて、インドの子どもが描いた絵や文章なども展示しており、ご来店されたお客さまからも好評を博しています。

地域・社会貢献活動

富士山の清掃活動



静岡・甲府(山梨県)の支店では、NPO法人富士山クラブの協力のもと、2005年からの恒例行事となっている「富士山(青木ヶ原樹海)清掃活動」を実施しました。

当グループの社員とその家族を含め120名が参加し、缶やペットボトル、ビニール袋など軽トラック1台分、約280キロのごみを2時間かけて回収しました。また、支店のロビーでは、清掃活動の時期に合わせて、富士山の美しい写真と清掃活動やごみの写真を対比させた展示も行いました。今後も日本の象徴である富士山の清掃活動とお客さまのご理解を深める活動を通じ、地域の環境問題に取り組んでいきます。

各地域の清掃活動に積極的に参加



当グループは、地域貢献として清掃活動に積極的に参加しており、支店に隣接する商店街・歩道の清掃や観光名所の美化などに努めています。具体的には、京都市の街のシンボル「鴨川」や、美しい「鳥取砂丘」などの一斉清掃に参加したほか、藤沢(神奈川県)の支店では、地元のフランス語教室(ソレイユ・プロヴァンス)主催の藤沢ビーチクリーンプロジェクトのメインスポンサーとなり、鵜沼海岸の清掃活動への参画を続けています。また、上野(東京都)の支店では、はっぴ姿で「大江戸清掃隊」に参加し、地域の一員であることを実感しました。山口の支店では、地元の方々と登山をしながら清掃活動を行いました。

京都市の街のシンボル「鴨川」や、美しい「鳥取砂丘」などの一斉清掃に参加したほか、藤沢(神奈川県)の支店では、地元のフランス語教室(ソレイユ・プロヴァンス)主催の藤沢ビーチクリーンプロジェクトのメインスポンサーとなり、鵜沼海岸の清掃活動への参画を続けています。また、上野(東京都)の支店では、はっぴ姿で「大江戸清掃隊」に参加し、地域の一員であることを実感しました。山口の支店では、地元の方々と登山をしながら清掃活動を行いました。

「日本橋」橋洗いで地域貢献



国の重要文化財である「日本橋」は、2011年4月に架橋100周年を迎えました。それに当たり、日本橋(東京都)の営業部が地域貢献の一環として、名橋「日本橋」保存会に入会し、社員とその家族を含め28名が、毎年恒例の「日本橋」橋洗いに参加しました。このイベントは、かつての江戸繁栄のシンボル「日本橋」を末永く後世に伝え、近隣地域の発展を願おうと1971年に始まったものです。日本橋消防署や消防団による散水の後、町内会や当地区企業の社員の方々を中心とした約1,500名の参加者が、デッキブラシを手に1年間の橋の汚れを落とし、日本橋川への水質浄化ダンゴの投入などを行いました。

当グループでは、地元の皆さまと連携しながら、さまざまなイベントを開催しています。所沢(埼玉県)の支店ではMOA美術館の児童作品(絵画)展に協力し、「三井住友トラスト・グループ賞」を贈呈しました。また、金沢の支店では、ショーウィンドーに金沢城の石垣をモチーフにした金沢工業大学の斬新な作品を展示しました。このほか、高槻(大阪府)の支店では、街全体で行われるさまざまなアートイベント「わくわくストリート」に参加し、市民の絵画の展示や、優秀作品賞の贈呈を行いました。

各地域イベントへの参画活動



当グループでは、地元の皆さまと連携しながら、さまざまなイベントを開催しています。所沢(埼玉県)の支店ではMOA美術館の児童作品(絵画)展に協力し、「三井住友トラスト・グループ賞」を贈呈しました。また、金沢の支店では、ショーウィンドーに金沢城の石垣をモチーフにした金沢工業大学の斬新な作品を展示しました。このほか、高槻(大阪府)の支店では、街全体で行われるさまざまなアートイベント「わくわくストリート」に参加し、市民の絵画の展示や、優秀作品賞の贈呈を行いました。

次世代教育、金融・経済研究を支援

当グループは、金融機関ならではの社会貢献として、国内外の大学への寄付講座の設置などを通じて、将来を担う次世代のための金融・経済分野の研究を支援しています。中国の教育機関に対する支援も行っており、2011年11月は、中国人民大学の成績優秀学生8名と教授を日本に招待したほか、同年12月は中国上海市の復旦大学において、環境保全等の先端分野での金融・信託スキームの将来を考える「日中研究交流フォーラム」を開催しました。

■ 当グループが提供する寄付講座・研究プロジェクト

青山学院大学	三井住友トラスト先端金融・信託講座 —中国・復旦大学共同研究プロジェクト—
中国・復旦大学	日中研究交流フォーラム
大阪電気通信大学	資産承継論入門、不動産投資特論
中国・中国人民大学	中央三井信託銀行経済学講座
中国・清華大学	中央三井信託銀行—清華大学 中国経済研究センター研究プロジェクト

日本の次世代リーダー養成塾への支援



当グループは、日本の今後を担い、世界に貢献する次世代のリーダーを育成する「日本の次世代リーダー養成塾」(塾長:社団法人日本経済団体連合会 米倉弘昌会長)の趣旨に賛同しており、開塾当初から協賛を続けるとともに、毎年社員を「クラス担任」として派遣しています。8回目の開催となった2011年も、全国から選抜された約160名の高校生が福岡県宗像市で2週間の合宿を行い、各分野のそうそうたる講師陣から次世代リーダーとして身に付けるべき哲学・知識・教養を学びました。「クラス担任」として派遣した当グループの社員も、生徒たちの良き相談相手となりました。

農民工学校の生徒を上海万博へ招待



上海の支店では、中国各地からの出稼ぎ者の子息が多い上海郊外の農民工学校の生徒30名(先生5名)と支店社員44名が一緒になって、上海万博の環境関連パビリオンを見学するイベントを実施しました。招待した生徒には、見学後に感想文を提出してもらい、優秀作品には文房具を贈呈しました。このイベントを通じ生徒の環境意識の向上が感じられました。支店では引き続き、社員の意識向上を図りながら農民工学校に対する教育サポートや環境意識の向上を図るための、啓蒙活動などを積極的に行っていきます。

職業体験の機会提供とキャリア設計支援



当グループでは、ロンドンの支店を通じた英国の名門パブリック・スクール、イートン校への寄付金を活用し、日本語講座を開設しています。同講座では、当グループの社員が銀行業務の手ほどきを行うなど、生徒に貴重な職業体験の機会を提供しています。またニューヨークの支店では、教員教育や公的教育向上を目的とした活動で国際的に高い評価を得ているバンク・ストリート・カレッジを、20年にわたり支援しています。2011年は、特別課外活動「リバティープログラム」を通じ、地元高校生のキャリア設計の支援を行いました。

東日本大震災における当グループの取り組み

義援金の拠出と口座の開設

当グループは、東日本大震災で被災された方々の支援や被災地復興の一助として、日本赤十字社および社会福祉法人中央共同募金会に対して合計1億円の義援金を拠出しました。

また、当グループの役員・社員向けに義援金口座を開設するとともに、個人のお客さまをはじめ広く社会一般に対しても義援金口座を開設し、義援金の募集を行っています。このほか、当グループでは、震災復興に少しでもお役立ていただくため、被災された個人のお客さまや事業法人のお客さま向けに、優遇金利でご融資する「特別金利住宅ローン」や「災害復旧支援資金融資」などを取り扱っています。

社会貢献寄付信託<明日へのかけはし>を通じた寄付

当グループでは、2011年4月から新しい信託商品「社会貢献寄付信託」(愛称: 明日へのかけはし)の取り扱いを開始しました(28頁参照)。本商品は、社会貢献活動に取り組む団体への寄付を目的とした個人向けの金銭信託商品です。毎年1回、当初信託元本の5分の1を9団体の中から指定して寄付するもので、東日本大震災の復興支援を目的として社会福祉法人中央共同募金会をご選択いただくことが可能です。

「ふるさと紀行2020」などの委託者報酬を復興支援金として提供

日興アセットマネジメント(以下、日興AM)は、東日本大震災からの復興支援として、社員による「日興AM社員チャリティプログラム」等から義援金約2,500万円の寄付を行いました。加えて、投資信託「日本公共債ファンド2020」(愛称: ふるさと紀行2020)から日興AMが受け取る委託者報酬のすべてと、他の一部の日本株投資信託の委託者報酬の50%に相当する額を支援金とし、「東日本の子どもた

ちと歩もうプロジェクト」を開始しました。同プロジェクトでは、教育や医療・保健等の専門家からの助言や、子ども向け支援に実績のあるNPO・NGOのご協力を得て、被災された方々を応援・サポートする活動を展開しています。

被災地でボランティア活動を実施



「東日本の子どもたちと歩もうプロジェクト」では、これまでに3回にわたって宮城県本吉郡南三陸町を訪問し、社員参加型のボランティア活動を行なっています。

毎回15~20名の社員が参加し、小学校において被災された子どもたち向けにブロックを使った町づくりイベントを実施したほか、ガレキの撤去や土のう作りなどの作業を行いました。なお、日興AMはかねて、社員が積極的にボランティア活動を行えるよう、「ボランティア休暇」を整備し、通常の有給休暇とは別に年間2日間の特別有給休暇を取得できる制度を導入しています。

被災者の方々へ物資支援

当グループの立川(東京都)の支店では、宮城県出身のお客さまから、被災者の方々が衣料品不足で困っているとお話を伺い、社員よりダンボール6箱分の衣料品を集め、ご提供しました。集まった衣料品は、南三陸町から避難された方々を受け入れている旅館に、ご相談いただいたお客さまご自身の手によって届けられました。また、二回目の物資ご提供に当たっては、近隣店舗とも連携し、初回を上回る多くの衣料品や茶碗、鍋などを集めることができ、被災者の方々にご提供しました。



2011 CSRレポートへのコメント

上智大学大学院
地球環境学研究所教授
藤井 良広

三井住友トラスト・ホールディングスとして統合後、最初のCSRレポートである。レポートの柱には、戦略的CSRの推進と、それに基づく「共通価値の創造」を据えた。米ハーバード大学のポーター教授提唱の有名な概念を統合組織の礎(いしずえ)にしたわけである。

旧住友信託銀行は長年、CSRを「5つのパス」に整理、それぞれのパスを着実に推進してきた。一方の旧中央三井トラスト・ホールディングスも、企業市民としてCSRに取り組んできた。金融業の中でも信託の機能には、とりわけ公共的役割が強く、企業としての社会的責任を発揮しやすい側面があるといえる。すなわち信託業務を顧客に提供すること自体が、社会の安心・安全を高めるという意味での企業と社会の「共通価値」。もう一つは、住友信託と中央三井トラストとの組織融合を促すための「共通価値」も視野に入っているのだろう。

新たに制定したグループとしての社会的責任の基本方針(サステナビリティ方針)では、ステークホルダーとの対話の尊重とともに、「本業を通じて」社会・環境課題の解決に取り組むことが宣言されている。

筆者は前年の住友信託のCSRレポートでも第三者としてコメントを述べさせてもらった。その際、「新グループが戦略的CSRのトップランナーとして走り続けることを期待したい」とコメントを結んだ。まさにその期待通りの構成で、新組織に戦略的CSR推進へのコミットメントをしていただいた、と感謝している。

これまでも旧両行はともに、環境・社会的諸課題の解決について、本業機能を活用した取り組みを積み重ねてきた。住友信託はオフィスなどをエコ化する環境不動産ビジネスや、環境配慮型住宅への優遇金利ローン、太陽光や風力の再生可能エネルギー発電を開発する環境プロジェクトファイナンスなどに信託機能を活用する取り組みを「エコ・トラステーション」として推進してきた。その枠組みはそっくり統合後の組織に引き継がれている。

一方、中央三井トラストは、高齢化問題やまちづくりなどの社会的課題に対応する、生命保険信託、リバースモーゲージ、公益信託などの商品開発に力を入れてきた。いずれも規模を拡大する形ですでに新組織で展開されているようだ。

さらにも、社会的責任投資(SRI)ファンドの提供で実績を残し、生物多様性についても問題意識を共有してきた。「共通価値」を創造する材料と枠組みは、ほぼそろっていると云っても過言ではない。

注文を付けるとすれば、実績である。今回のレポートには、環境・社会の両分野での「共通価値の実現」に貢献する多様な商品・サービス群が紹介されている。しかし、それぞれの実績の数字、経年的な推移といったデータの開示は、必ずしも十分ではない。

さらに付言すれば、金融業の戦略的CSR活動に期待されるのは、単に本業の経済的価値の増大と、一般的な社会的価値の増大にとどまらない。金融活動を通じて顧客企業や個人のCSR活動を促し、顧客の環境・社会的価値を増大することも期待される。例えば、顧客企業の二酸化炭素(CO₂)排出量の削減や、サプライチェーンの労働問題の改善などを、金融活動の中で評価・審査することである。

他の金融機関の中には、顧客企業のCSR活動に及ぼす効果を計測して開示しているところもある。ぜひ、三井住友トラストにもそうした取り組みを期待したい。

もう一つは、戦略的CSRのいわば“組織化”である。金融業の戦略的CSRはESG(環境・社会・ガバナンス)課題に対応した個々の商品・サービスの提供にとどまらない。究極の姿は、組織全体の投融資活動の基本にESGの視点を取り込み、ESGを常態化させることにある。そう考えると、ESG商品・サービスの品ぞろえが多様という姿は、あくまでも途上のステップでしかない。実績を増大させ、その手応えを組織全体に広める次のステップにおいては、もはやESGという用語も存在しないのかもしれない。

戦略的CSRは本業を通じた活動を重視する。その一方で、純然たる社会貢献活動を軽視するものではない。社会的存在感のある大企業ほど、本業とは直接結び付かないが、社会に必要な貢献活動への対応を求められる。そうした社会⇒企業の活動も実は、顧客の信頼、社員の手応え等を通じて企業価値を向上させる。戦略的CSRは深く、幅広なのである。

CSRのトップランナーを目指す三井住友トラストには、さらなる高みに、挑んでもらいたい。

三井住友トラスト・グループのCSR CSR活動の推進体制

当グループでは、グループ全体で統一的な方向性を持ってCSRを推進していくための横断的な統括組織として、三井住友トラスト・ホールディングス社長を議長とする「CSR審議会」を設置しています。推進主体である傘下のグループ会社では個別に推進体制を設けて、CSR活動に取り組んでいます。特に銀行子会社の全国の営業拠点においてはCSR責任者・担当者を選任し、地域に密着した独自の活動を展開しています。



三井住友トラスト・グループのCSR CSR活動の促進策

当グループでは、三井住友トラスト・ホールディングス経営企画部CSR推進室がCSR業務を統括しています。当室は、CSR審議会で決定した推進方針を踏まえ、半年ごとのPDCAサイクルを回し、グループ各社のCSR活動を推進する役目を担っています。

また、CSR推進室は社会や環境の問題を洗い出し、実際のビジネスにおいて問題の解決に貢献する金融商品・サービスの開発にも携わっています。具体的には、エネルギーの問題や高齢化の問題など、日本において喫緊のテーマと考えられる諸問題に対して金融面での解決策を考え、そのために必要な機能を有するグループ内の関連部署と連携し、商品開発を進めています。

一方、全国の営業拠点におけるCSR活動（With You活動）の推進もCSR推進室の重要な役割です。現在、全国各地で中央三井信託銀行と住友信託銀行の支店社員を集めたワークショップを開催しており、当グループが地域に密着したCSR活動を推進していくために何が必要かをともに考え、実践に移す準備を進めています。

担当者コメント

経営企画部
CSR推進室長
金井 司

異なったカルチャーを持つ企業グループが統合すれば、さまざまな考え方の違いが出てくるものですが、当グループでは、CSRを経営戦略として推進していくことに異論はまったく出ませんでした。社会が持続可能なものでなければ、企業は事業基盤を失います。そこに危機感を抱き、行動を起こすことに必要性を感じる役員・社員が多かったからだと考えています。一方、経営統合により、当グループに対する期待と果たすべき責任はますます大きくなりました。それらに答えていかなければならないと、身の引き締まる思いであります。

三井住友トラスト・グループのCSR

国際的な企業行動指針などへの参加と活動

当グループは、国際的な企業行動指針や原則に署名し、その活動を実践するとともに、国連組織や海外の企業・NGOなどと協力し合いながら、国際的な行動基準づくりへも積極的に参画しています。

国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI)への署名



UNEP FIは、金融機関に環境や持続的発展(サステナビリティ)に配慮した行動を促すための国際的ネットワークです。2003年10月に日本の信託銀行として初めて署名して以来、当グループは、本イニシアティブを積極的に支持しています。

UNEP FI 不動産ワーキンググループ (UNEP FI PWG)への参加

UNEP FI PWGは、持続可能な開発を促進する不動産金融「責任ある不動産投資; RPI (Responsible Property Investment)」を促進するためにUNEP FIの署名機関が組成したワーキンググループの一つです。当グループは2007年6月に参加し、RPI普及促進のためのメディアチームの一員となるなど中心メンバーとして活動しています。

「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」 リーダーシップ宣言に署名



当グループは、2008年5月にドイツで開催された生物多様性条約第9回締約国会議において、ドイツ政府の主導による「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」に賛同し、世界の33社とともにリーダーシップ宣言に署名しました。以来、世界のリーダー企業の一員として、生物多様性問題に積極的に取り組んでいます。

国連グローバル・コンパクト (国連GC)への署名



国連GCは、アナン前国連事務総長により提唱された人権、労働、環境、腐敗防止に関する行動原則で、署名企業はその実践に向けた取り組みが求められます。当グループは、2005年7月に日本の銀行として初めて署名し、その支持・促進を通じて社会の良き一員として行動することを宣言しました。なお、当グループは国連GCの署名企業が参加するグローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワーク(GC-JN)のメンバーにもなっています。

カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト (CDP)への署名

CARBON DISCLOSURE PROJECT

CDPは世界中の機関投資家や金融機関が、企業に対し温室効果ガスの排出に関する情報開示を共同で求めていくものです。当グループは、その趣旨に賛同し、2007年1月にCDPに署名しました。

国連責任投資原則(UN PRI)への署名



当グループ各社は、2006年5月に、国連グローバル・コンパクトとUNEP FIが共同事務局となり策定した「国連責任投資原則」に署名しています。この原則は機関投資家や運用機関に対し、投資の意思決定に際してESG (Environmental=環境、Social=社会、Governance=企業統治)を考慮するよう求めるものです。

BSRへの加盟



BSR (Business for Social Responsibility)は、全世界250社以上の会員企業と連携し、持続可能(サステナブル)なビジネス戦略の開発に取り組む米国のCSR推進団体です。当グループは、2010年1月に同団体に加盟し、中国株SRIにおけるリサーチ情報の提供や管理職向けの研修への講師の派遣など、事業に密着したCSRを推進する上でさまざまなサポートを受けています。

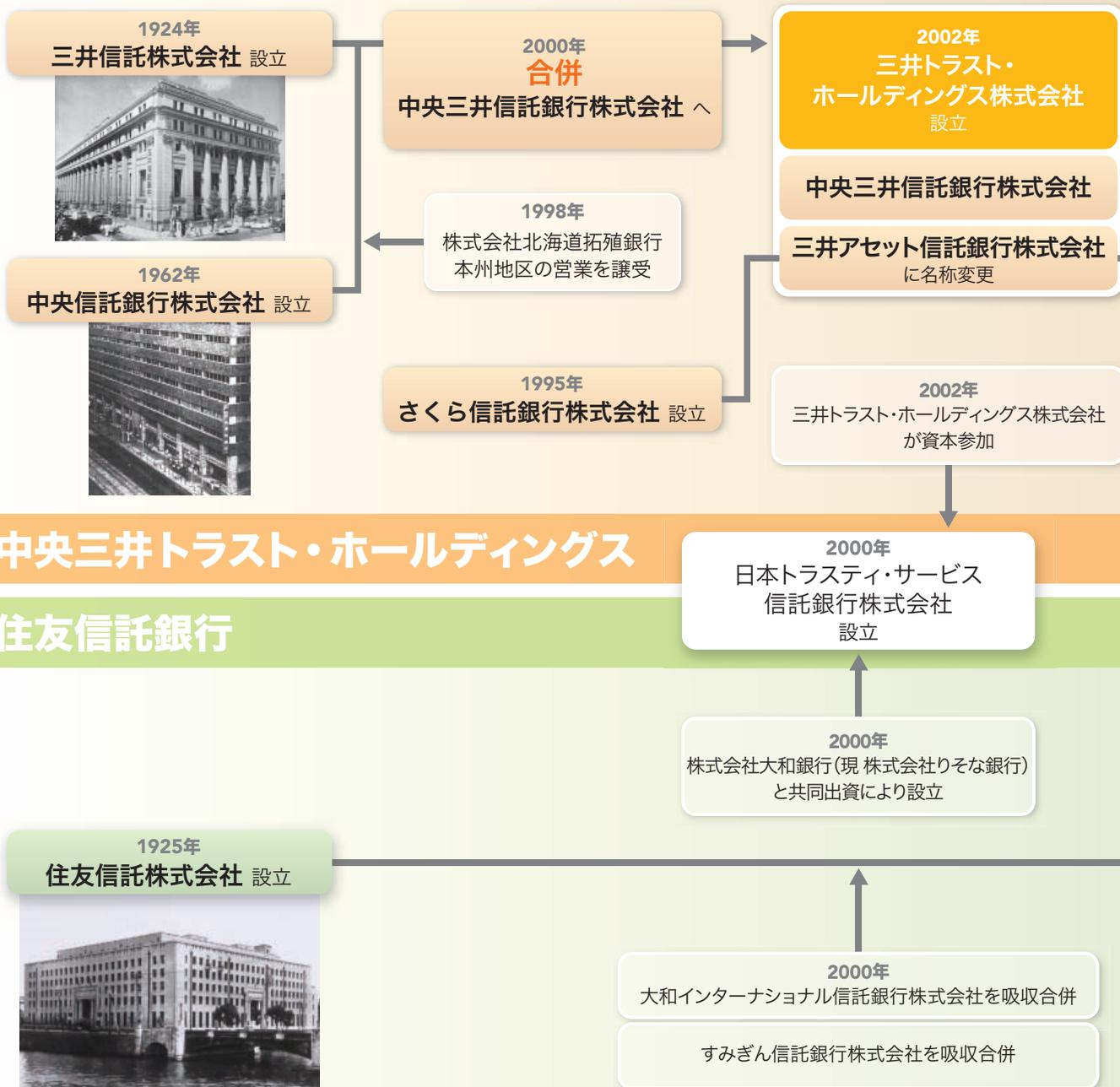
国連グローバル・コンパクト

- | | |
|---------------|--|
| (人権) | 原則 1. 企業はその影響の及ぶ範囲内で国際的に宣言されている人権の擁護を支持し、尊重する。 |
| | 原則 2. 人権侵害に加担しない。 |
| (労働) | 原則 3. 組合結成の自由と団体交渉の権利を実効あるものにする。 |
| | 原則 4. あらゆる形態の強制労働を排除する。 |
| | 原則 5. 児童労働を実効的に廃止する。 |
| | 原則 6. 雇用と職業に関する差別を撤廃する。 |
| (環境) | 原則 7. 環境問題の予防的なアプローチを支持する。 |
| | 原則 8. 環境に関して一層の責任を担うためのイニシアティブをとる。 |
| | 原則 9. 環境にやさしい技術の開発と普及を促進する。 |
| (腐敗防止) | 原則 10. 強要と賄賂を含むあらゆる形態の腐敗を防止するために取り組む。 |

三井住友トラスト・グループの基本情報

統合までの歴史

2011年4月1日、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社が誕生しました。
ここでは、統合に至るまでの歴史についてご紹介します。



Materiality 1

ステークホルダーダイアログ

Materiality 2

Materiality 3

2007年
中央三井トラスト・
ホールディングス株式会社
に名称変更

中央三井信託銀行株式会社

中央三井アセット信託銀行株式会社
に名称変更

中央三井アセットマネジメント株式会社

中央三井キャピタル株式会社

住友信託銀行株式会社

2008年
パークレイズ・グローバル・インベスターズ
信託銀行株式会社を吸収合併

2011年4月1日 三井住友トラスト・ホールディングス 株式会社 誕生



シンボルマーク

“未来の開花(Future Bloom)”をテーマに、
「高い専門性と総合力によって、
新たな価値を創造し、
お客さまや社会の未来を花開かせる」という
三井住友トラスト・グループのビジョンを
象徴しています。



コーポレートカラー

コーポレートカラーは、
シンボルマークが表現する価値観を統合し、
親しみやすさとともに未来を感じさせる
「フューチャーブルー」としました。

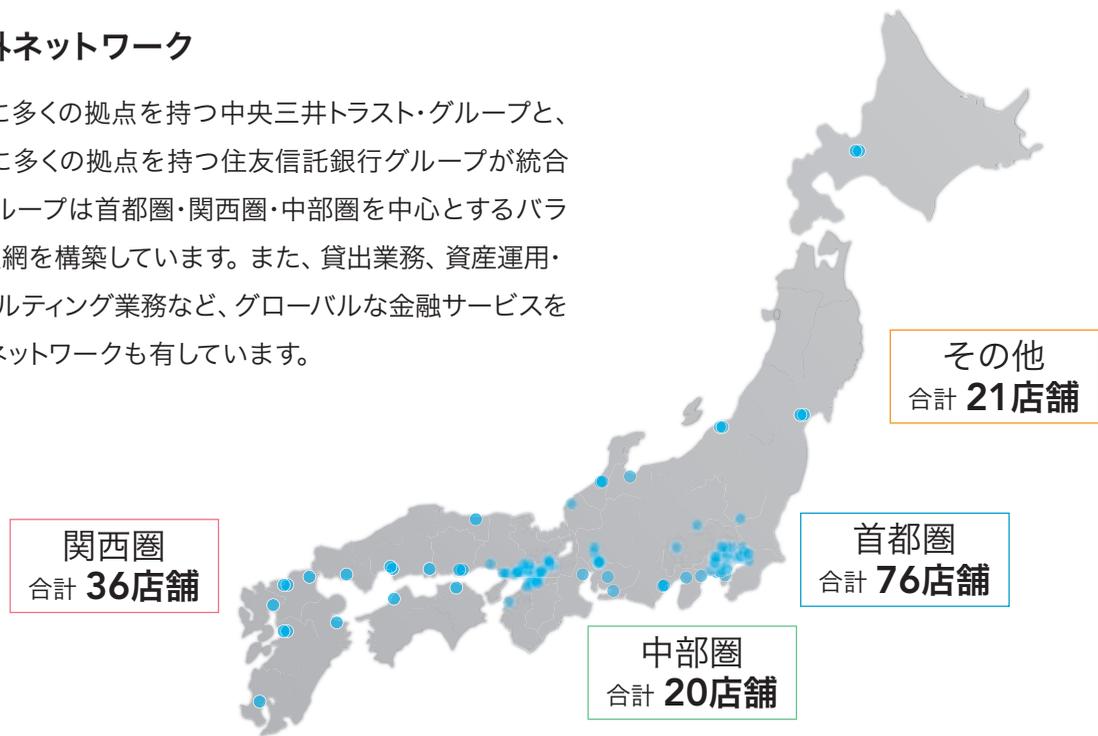
三井住友トラスト・ホールディングス傘下の中央三井信託銀行、
中央三井アセット信託銀行、住友信託銀行の3信託銀行は、
2012年4月1日に合併し、「三井住友信託銀行」となる予定です。

三井住友トラスト・グループの基本情報

拠点網 (2011年9月末現在)

国内店舗・海外ネットワーク

首都圏と中部圏に多くの拠点を有する中央三井トラスト・グループと、首都圏と関西圏に多くの拠点を有する住友信託銀行グループが統合したことで、当グループは首都圏・関西圏・中部圏を中心とするバランスの取れた拠点網を構築しています。また、貸出業務、資産運用・管理業務、コンサルティング業務など、グローバルな金融サービスを提供できる海外ネットワークも有しています。



国内拠点数

(2011年9月末現在)

	中央三井信託銀行			住友信託銀行			合計
		支店	コンサル プラザ等		支店	コンサルティング オフィス等	
首都圏	52 (56.5%)	33	19	24 (39.4%)	17	7	76 (49.7%)
関西圏	15 (16.3%)	10	5	21 (34.4%)	18	3	36 (23.5%)
中部圏	14 (15.2%)	13	1	6 (9.8%)	6	—	20 (13.1%)
その他	11 (12.0%)	11	—	10 (16.4%)	10	—	21 (13.7%)
合計	92(100.0%)	67	25	61(100.0%)	51	10	153(100.0%)

国内においては、首都圏・関西圏・中部圏を中心とするバランスの取れた店舗ネットワーク

海外拠点数

(2011年9月末現在)

		中央三井信託銀行	住友信託銀行
米国	ニューヨーク	ニューヨーク駐在員事務所	ニューヨーク支店
	ニュージャージー		米国現地法人(資産管理業務)
欧州	ロンドン	英国現地法人(証券業務)	ロンドン支店
	ルクセンブルク		ルクセンブルク現地法人(資産管理業務)
アジア	シンガポール		シンガポール支店
	上海		上海支店
	北京	北京駐在員事務所	北京現地法人(コンサルティング業務) 北京駐在員事務所
	香港	香港現地法人(投資助言業務)	香港現地法人(資産運用業務)
	その他		ジャカルタ駐在員事務所 ソウル駐在員事務所 バンコク駐在員事務所

グローバルな金融サービスを提供できる海外ネットワーク

三井住友トラスト・グループの基本情報

当社の概要 (2011年9月末現在)

商号	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
本店所在地	東京都千代田区丸の内1-9-2 グラントウキョウサウスタワー
設立日	2002年2月1日(2011年4月1日 商号変更)
主な事業内容	信託銀行を中核とする、三井住友トラスト・グループの業務執行管理型の持株会社として、 以下(1)～(6)を主な機能としています。 (1) グループ経営戦略企画機能 (2) 経営資源配分機能 (3) 業務運営管理機能 (4) リスク管理統括機能 (5) コンプライアンス統括機能 (6) 内部監査統括機能
資本金	2,616億872万5,000円
発行済株式総数	普通株式 4,153,486千株 優先株式 109,000千株
上場証券取引所	東京(第1部)、大阪(第1部)、名古屋(第1部)
証券コード	8309

三井住友トラスト・グループの基本情報

格付情報 (2011年9月末現在)

	スタンダード&プアーズ (S&P)		ムーディーズ (Moody's)		フィッチ・レーティングス (Fitch)		日本格付研究所 (JCR)		格付投資情報センター (R&I)	
	長期	短期	長期預金	短期	長期	短期	長期	短期	長期	短期
住友信託銀行	A+	A-1	A1	P-1	A	F1	AA-	—	A+	a-1
中央三井信託銀行	A+	A-1	A2	P-1	A	F1	AA-	—	—	—
中央三井アセット信託銀行	—	—	A2	P-1	—	—	AA-	—	—	—

(注) 持株会社の三井住友トラスト・ホールディングスは格付を取得していません。

2012年1月発行
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 経営企画部CSR推進室
 〒100-6611 東京都千代田区丸の内1-9-2 グラントウキョウサウスタワー
 電話 03-6256-6251 ファクス 03-3286-8741
 ホームページ <http://smth.jp/csr/index.html>



本冊子は環境にやさしい植物油インキと適切に管理された木材を原料としてつくられた「FSC®認証紙」を使い、「水なし印刷」で印刷しています。